

淀川水系流域委員会 第41回委員会

議 事 録

(確定版)

日 時：平成17年5月17日（火）16:00～19:10

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場D

〔午後 4時00分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより第41回淀川水系流域委員会を開会させていただきます。司会進行は流域委員会の庶務をさせていただきます、みずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

それでは、審議に入る前に幾つかのご確認、お願いをさせていただきたいと存じます。まず、配布資料の確認でございます。封筒の中の資料でございますが、一番上に「発言にあたってのお願い」、その下に議事次第と本日の配布資料リストがございます。配布資料リストでございますが、報告と審議、それから参考資料に分かれてございまして、報告資料1-1「地域別部会・テーマ別部会の委員構成一覧表」、1-2「各部会の委員名簿」でございます。それから、報告資料2「地域別部会の対象エリアの境界について」でございます。報告資料3-1「地域別部会・テーマ別部会の開催経過について」でございます。同じく3-2「前回委員会（2005.3.14）以後の状況報告」でございます。報告資料4「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」でございます。

それから、審議資料1-1、1-2、続いてございますが、1-1が「現地視察の日程および委員参加予定名簿」でございます。1-2が「現地視察のスケジュールについて」でございます。それから、審議資料2が2つございまして、2-1が「各地域別部会・テーマ別部会の取り組むべき検討課題について」でございます。2-2が「利水・水需要管理部会に関する検討課題および河川管理者からの資料提供・説明のお願い」でございます。審議資料3が「委員会の運営・経費節減についての委員長提案」でございます。それから、その他資料が「委員会の今後のスケジュール」、参考資料1が「委員および一般からのご意見」、参考資料2が「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」でございます。最後の参考資料2につきましては、報告資料4と一緒に河川管理者から報告をいただくことになってございます。資料に不足等がございましたら庶務の方までお申しつけください。

それから、発言に当たってのお願い等でございます。本日も一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定でございます。その際には黄色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただいております。ご協力をお願いいたします。会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際は必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言をいただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。本日は19時には終了させていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

いたします。

それでは早速審議に移りたいと思います。寺田委員長、よろしくお願いいたします。

〔報告〕

○寺田委員長

それでは第41回ということになっておりますが、これは通算の回数でありまして、2月以降の新しい組織のもとでの第3回目の全体委員会ということになります。開催をさせていただきます。本日もたくさんの方に傍聴に参加していただきましてありがとうございます。

前回、3月14日に委員会を開催させていただきました。後ほど報告がございますけれども、前回の全体の委員会以後に4つの地域別部会、それから新たに設置を決めました2つのテーマ別部会、いずれもこの間に第1回の部会を開催させていただいて、後ほど各部会からのご報告等をいただきますけれども、当面取り上げて検討すべき課題というものについての委員間での意見交換を精力的にやっていただきました。ご苦労様でした。

それから、前回委員会の3月14日の2週間ほど後でありますけれども、3月29日に、これは継続委員、新委員、そして河川管理者全部含めた全員学習会というものを行っております。少しでも早く委員の皆さんの共通認識というものを得たいということで、そういう全員学習会というものを実施いたしました。5月22日にはその第2回目、日曜日の朝から夜まで丸一日かけて第2回目の全員学習会をまた行います。委員の皆さんにはご負担がだんだんと大きくなっていくかと思いますが、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

1) 地域別部会・テーマ別部会の委員構成について

○寺田委員長

それでは、きょうの委員会の議事次第に基づいて本日の審議を進めさせていただきます。まずは報告事項というところから入らせていただきます。1）、今もちょっと簡単には申し上げましたが、前回の3月14日の全体委員会の後、今日までの間に開催をしていただいた地域別部会、テーマ別部会そういうものではありませんけれども、前回の委員会以後に委員の一部に変動がありますので、その点について、まず庶務の方から委員構成についての報告をお願いいたします。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

報告資料1－1は地域別部会・テーマ別部会の委員の構成一覧表になっています。まずここなんですけれども、テーマ別部会に関しまして部会長が三田村委員、利水・水需要管理部会の部会長は荻野委員に決まりました。各部会長から副部会長のご指名として、住民参加部会に関しましては澤井委員、利水・水需要管理部会の副部会長としまして高田委員が指名され、決定されました。

それから、一部委員の所属部会の変更が発生しておりまして、これについて若干ご説明させていただきます。今本委員が猪名川部会から木津川上流部会へ。逆に、三田村委員が木津川上流部会から猪名川部会に変更になりました。それから、川崎委員がテーマ別部会が当初利水・水需要管理部会でしたが住民参加部会に変更になりました。最後に水山委員の地域別部会の所属ですが、これにつきましては淀川部会から琵琶湖部会の方に変更になりました。以上です。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。

報告資料1－1と各部会別にかきました委員名簿の報告資料1－2というものが今の報告に関連する資料になります。

2) 地域別部会の対象エリアについて

○寺田委員長

次に2)、地域別部会の対象エリアについてという項目のところでありますけれども、これは実は従前は、要するにことしの2月以前は地域別部会は3つだけでありました。今回は4つになっておりますけれども、基本的には地域を各河川事務所のエリアといいますか、そういうものにある程度相応する形で地域別部会もつくっておったわけでありまして、今回、河川管理者の方から地域別部会の対象とする範囲を少し変えてもらいたいというご要望が出てございますので、それに合わせて今後やっていきたいと思いますが、その辺のところを管理者の方からご説明をお願いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。お手元の資料の報告資料2でございます。今、委員長の方からお話がございましたけれども、基本的に地域部会については各事務所が所管をしております管理区域に合致したものでお願いをしたいと思っております。それぞれの事務所でどう管理しているかということの大枠が、ちょっとページ数を打っておりませんが、1枚めくったものでございます。まずわかりやすいところから申しますと、猪名川部会につきましては淀川本川から分かれた先、これが猪名川部会の範囲であります。これは迷うところはないかと思います。それから、淀川部会がかなりの部分を占めておりますけれども、木津川については笠置橋のところで淀川部会と木津川上流部会が分かります。そして、琵琶湖部会と淀川部会がありますけれども、ここが鹿跳橋の付近であります。この図でははっきりいたしませんので、めくっていただきまして次のページでございます。正確に申し上げますと、この鹿跳橋から約800m上流の鹿跳溪谷がございまして、その入り口あたりでございます。これは天ヶ瀬ダムの貯水池の末端というのがこの地点であります。この箇所までが淀川部会の範囲としていただきたいということでございます。

次のページは木津川上流部会と淀川部会との境の笠置橋のところの境界でございますけど、こちらの

方はずばり笠置橋の地点でございますので、ここは特に混乱することはないかと思います。従前のことしの1月までに比べますと、木津川部分につきましては新たに上流部会が設けられたということであり、ます。淀川部会と琵琶湖部会の境界が従前とは今申し上げたように異なってきております。これはこの大きい方の図で見いただきますと、従前は瀬田川の洗堰のところまでが琵琶湖部会の担当するところで行っていただきました。したがって、大戸川というのは、ちょっと図がやや見にくいかもしれませんが、瀬田川洗堰の少し下流で合流しておりましたので淀川部会の方での対象となっておりました。これが今回、もう少し下流の鹿跳橋よりも800m上流地点ということになりましたので、淀川部会から琵琶湖部会へということになってございます。以上でございます。

○寺田委員長

はい、ありがとうございます。

拡大図もつけていただきましたので、委員の皆さんも傍聴の皆さんもおわかりかと思いますので、こういう形で今後は地域別部会の直接の対象エリアとしてはこういうものを対応として。ただし、これは議論していく過程において別にテリトリーを超えて議論していけないということはもちろんありませんので必要な範囲で、それは今回の示されたエリアというものと関係なく議論の対象にさせていただいて何ら差し支えありませんので、その辺はお間違えのないようにということでお願いいたします。

3) 前回委員会以後の状況報告

○寺田委員長

それでは、2)はそういうことにさせていただきまして、3)は冒頭ちょっと私の方が申し上げたようなことですが、前回の3月14日の委員会以後の状況報告、主には各部会等の開催状況についての報告を庶務の方からお願いいたします。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

それでは報告資料3-1、各部会の開催経過について簡単にご報告させていただきます。

地域別部会に関しましては4月11日に京都リサーチパークで淀川部会、4月13日にピアザ淡海で琵琶湖部会、翌日の4月14日には猪名川部会が天満研修センターで開催され、4月20日には第1回になるんですが、木津川上流部会が名張シティホテルで開催されました。最後に4月24日がテーマ別部会がカラスマプラザにおいて住民参加部会、利水・水需要管理部会が連続して開催されました。簡単ですけど、以上でございます。

○寺田委員長

報告資料という方の3-1と3-2が今の関係でありますけれども、ちょっと先ほど私の方が申し上げたように、報告資料3-1の2枚目の方を見させていただきますと、先ほど少し申し上げました学習会の

開催状況もここに書いております。既に2月以降3月中に3回にわたって、資料の方では新委員向けというふうに書いていますが、これはちょっと正確性を欠きまして、もちろん継続委員も全部含めた形で新委員も継続委員も一緒に継続委員もまた基本から学習を行うということで、この3月29日も実施をいたしておりますし、また先ほど申し上げましたように、今回来る5月22日もまた行方予定になっておりますが、これは委員全員による学習会であります。

こういうことの積み重ねを、いわば今、本格審議の前の準備段階といえますか、そういうところで鋭意委員皆さん全員で理解の統一といえますか、共通理解ということに向けて努力をされているということでもあります。

4）総合的な豪雨災害対策の推進（提言）についての報告

○寺田委員長

それでは今の状況報告はそういうことにさせていただいて、次に4）であります。これは総合的な豪雨災害対策の推進についての報告ということで、報告資料の4番でありますけれども、実はこれは私委員長の方から河川管理者の方に要望をさせていただいたことなっておりますけれども、多分お目にされた方もおられるかと思うんですが、3月の下旬から4月にかけて幾つかの新聞が「国交省の治水対策の見直し」というふうなタイトルで新聞報道がありました。新聞報道は非常に簡単なものでちょっと中身がよくわからなくて、どうも大事そうなことなただけでも余り内容がよくわからないということで、ちょうど提言書を管理者の方から拝見して、これをやはり委員の皆さんにも少し説明しておいてもらった方がいいのではないかと。もちろん関心を持っていただいている傍聴者の皆さんにも少し正確に知っておいてもらった方がいいのではないかとということで、本日は報告となっておりますが説明をしていただくということでお願いをしたことでもあります。

それでは、管理者の方でひとつよろしく願いをいたします。

○寺川委員

その前に3－2の前回委員会以降の状況報告はないんですか。

○寺田委員長

今、だから3－1と3－2ということで申し上げたと思うんですけど。

○寺川委員

そうなんですか。

○寺田委員長

はい。

○寺川委員

運営会議の内容とかそういうことも含めて今してもらったんですか。

○寺田委員長

運営会議のことはちょっと後ほど審議事項のところで申し上げますので。

○寺川委員

そうですね。

○寺田委員長

ええ。ちょっとそれははしりましたけど。

○寺川委員

わかりました。

○寺田委員長

それでは管理者の方、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。報告資料の4でございます。「総合的な豪雨災害対策の推進について」、ことしの去る4月18日に出されておりますが、これは表紙にもありますように社会資本整備審議会の中の河川分科会というのがもともとございましたけれども、そこに豪雨災害対策総合政策委員会というものを新たに設置をいたしまして検討したものでございます。

ページを開いていただきまして1ページでございます。「はじめに」のところにこういった報告書を取りまとめた経緯が記されてございます。平成16年は大変災害が多かったわけですけど、それを含め近年の災害から浮かび上がった新たな課題に的確に対応するためにこの検討会を設けて災害対策を総点検したということでございます。この委員会が11月にできましたけれども、まず12月には緊急提言というのが取りまとめられております。1ページ目の真ん中付近にございます「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」というものでございます。これを受けて1ページの一番最後の段落でございますけれども、国土交通省全体で「豪雨災害対策緊急アクションプラン」というのが策定され、これに沿った施策を講じておるところでございます。

内容の方に入りますけど、2ページでございます。ここは近年の災害の特徴と新たな課題といったことが大きなくくりで幾つか出てございます。全部は網羅的にはご説明をいたしませんけれども、まず1.の自然的な状況の中で②の下の方2行でございますけれども、「基本的にすべての災害対策において、自然の外力は施設能力を超える可能性が常にあることを踏まえた備えが必要である」という、そのよう

な認識でございます。それから③でございますが、これは破堤に関してでございます。破堤で大変大きな被害が人命・財産ということが出てございますけれども、最後の行にございますが「破堤のように急激に災害現象が拡大することに対する対策が必要である」ということでございます。

2. の社会的状況の特徴、まず①でございますけれども、これはいわゆる災害時の災害弱者の点を踏まえて警戒避難体制の確立が必要であるという点でございます。②は、これは淀川でもそうでございますけれども、地域コミュニティの衰退、水防団の弱体化といったこと、あるいは地域の共助体制というのが大変弱くなっているというようなことから、これを再構築する必要があるという点でございます。

3 ページの③は避難勧告に関してでございますけど、発令のおくれがあったことや出されてもなかなか避難しないというようなことがあったことから、災害時に住民の方が的確に行動していただくといったような仕組みが必要であるという点です。④は地下空間の問題であります。浸水に対する防御ということがございますが、さらに避難誘導体制の構築というのが重要であるという点でございます。

ページをめくっていただきまして4 ページ、5 ページ目でございます。ここは基本的な方向ということで幾つかございますが、4 ページのところに少しゴシックで書いておるところ、「以下の内容に重点をおいた災害対策に大きく転換すべきである」として3つ掲げてございます。この後の資料についてはこの3つのところに絞って説明をさせていただきたいと思いますが、まず1つ目は「ソフト対策とハード整備が一体となった減災体制の確立」であります。これはソフト対策とハード整備が一体というふうな記述になっておりますけれども、このソフト対策が従来ややもするとハードのつけ足しであったというような認識から、重要な柱として本格的にやっていくんだという点でございます。これが1つ目でございます。

2つ目でございますけれども、「災害安全度の早期向上のための多様な整備手法の導入、既存施設の有効活用、管理の高度化・効率化」というのがございますが、この中でさらに絞って申し上げますと、ポイントは多様な整備手法の導入というところでございます。画一的に河川整備というのを考えていた部分をもう一度考え直して、ハード整備の質的な転換を図っていくべきだということでございます。これは後で具体的に出てまいります。

そして3つ目でありますけれども、「地域防災力の再構築への本格的支援」。これは先ほど課題にも出てまいりましたことに対する対応でありますけれども、ここでポイントは本格的に支援するという点であります。これは従来の我々がやってきたハード対策というのが大事な柱であったわけですが、それと同様に重要な使命であるという認識でございます。

ページをめくっていただきまして、具体的施策の方に移らせていただきます。6 ページでございます。6 ページからⅢの具体的施策というところに大きな1. 2. と出てきますが、まず1. 「早期に災害安

全度を高めるための防災施設等の整備の質的転換」というのが出てまいります。これは先ほど3つポイントがあると申し上げたところの2つ目の多様な整備手法の導入というところに当たるものであります。その具体的なものを申し上げますが、6ページの②「土地利用状況に安全度確保方策の体系的確立」、これが質的転換の1つ目でございます。具体的に申し上げますと、その下数行でございますけれども、連続堤防方式にこだわらず、輪中堤の築造、宅地等のかさ上げ、移転等こういった方法を考えていこうということがまず1点目でございます。そして、質的転換の2つ目でございますが、同じページの③、すぐ下でございますが、「効果的な災害対策の観点からの土地利用の誘導」であります。これは具体的には7ページの方にございますが、土地利用の状況を踏まえた治水対策を実施する、あるいは土地利用への誘導といったものが具体的な内容でございます。

7ページの⑤でございますけれども、「中小河川における異常洪水発生に備えた減災対策」。これは中小河川において施設能力を超える洪水が発生した場合にも人口・資産が集積した市街地での破堤をできるだけ回避できるように遊水地、あるいは堤防の質的強化を図るといった具体的な内容でございます。この6ページ、7ページの今ご説明したところが4ページの3つポイントがあると申し上げた2つ目の多様な整備手法の導入に該当するところでございます。

次に、ちょっと飛びますが11ページでございます。ソフト対策を本格的にやっていくんだという内容でございますが、それが11ページの3.「的確な判断・行動を実現するための防災情報の提供の充実」というふうに掲げられているところでございます。この内容は大きく11ページから13ページにありますが、1つ目のくくりとしては（1）にございます送り手情報から受け手情報への転換ということでございます。もう1つの柱が13ページにございますが、平常時からの防災情報の共有の徹底ということでございます。まず、1つ目の柱の送り手情報から受け手情報への転換ということでございますが、その中の具体的な内容というのは以下①から⑤まででございます。中小河川における洪水予測の充実でありますとか、②にございます避難勧告等を発令するための情報を充実させるというようなこと、あるいは市町村等への支援体制を確立するというところであります。こういった内容のものがまず1つ目の柱の内容でございます。

次に13ページの方の2つ目の平常時からの防災情報ということに関しましては、①から④までございますけれども、浸水想定区域等の対象区域を拡大するというようなこと、②のハザードマップを全国的に緊急配備するというようなこと、避難場所の総点検というようなことがございます。このうち①②については水防法の改正で既に制度的には対応しておるところでございます。以上が冒頭申し上げた3つのポイントの1つ目に該当するソフト対策を重要な柱として本格的にやっていこうじゃないかということの内容でございます。

次に3つ目の地域防災力の再構築への本格的な支援という中身でございますが、これが14ページからでございます。内容といたしましては、大きく14ページ、15ページ、16ページにございますが、（1）の水防体制等の充実強化ということ、それから（2）の被災後の復旧・復興への支援ということ、そして（3）の防災教育等の推進への支援ということであります。これはすべて我々が直接的に主体になっておるものでございませぬけれども、支援というのを我々の本来業務と同様、大変重要な業務であるという認識のもとにこれからやっていこうということであります。

まず、（1）の水防体制等の充実強化については、具体的な内容としてはNPO等が水防時の活動に協力できるような必要な措置を講じるといったようなことがございます。あるいは水防技術の向上というようなことが入ってございます。②でございませぬけれども、災害時の要援護者の誘導體制の充実ということで、これは地域防災計画にそういったことをきちっとあらかじめ書くということを義務づけるというようなことでもあります。③の地下空間における避難誘導體制の構築も、避難確保計画の作成というのを地下空間の管理者に対して義務づけるという内容でございます。これらの内容については、先ほど申し上げました水防法の改正で対応をしておるところでございます。

（2）は被災後の復旧・復興への支援でございまして、具体的な内容としましては15ページにございます①被災者の後片付け等への支援、②被災者支援センター設立への支援といったものが内容でございます。3つ目の防災教育等の推進への支援ということで、これは16ページの方に参りますが、地域の防災講座等の実施、災害記録等の整理と教材の開発等々、そういった内容のものを実施するというものでございます。

以上、ポイントのみを絞ってご説明をさせていただきました。最後のページについてございますのが、この総合政策委員会の名簿、審議の経過を添付させていただいております。以上でございます。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。

今、コンパクトに説明をしていただいたんですけども、中身は当委員会が以前に提言なり報告書でいろいろ言ってきた大事な部分とオーバーラップする部分がかなりありますよね。

今回は豪雨災害対策という点からの提言書ではありますが、治水対策の根本的な部分についての考え方に関係する部分もあって、私個人的に言えばこういう我々の委員会が言ってきたようなことが河川審議会ですね、現在は社会資本整備審議会、こういうところでも似たようなことをおっしゃっているといえますか、その流れが出てきているのかなという感じがしないでもないんですけども、せっかくの機会ですので、委員の皆さんで今のご報告、説明についての何かお聞きになりたい点があれば少し出していただいて、別にすぐ即答という意味ではなくて、もしそういうことに関連して少し敷衍して説

明をするということでも構いませんので、もしあればおっしゃっていただいたらどうかと思うんですけども。

ちょっと私、1点だけいいですか。これはやはりこの審議会がお出しになった提言ですよ。我々も1つの審議会のような形でずっと4年以上にわたっていろいろ議論しながらやってきているんですけど、淀川の場合は河川管理者の方でこの委員会がいろいろ検討した結果というものを最大限、今策定されようとしている河川管理計画に反映していくというふうなことで、そういう信頼関係の中で進んでいると思うのですけれども。本省のことは、私は全然わかりませんが、この社会資本整備審議会でお出しになったような提言というものがどの程度のインパクトがあるのか。やはりここで提言という形でペーパーで出るということは、かなり本省レベルのところでも影響力を持つものとして受けとめたいのかどうか。もしおっしゃることができるのであれば、部長でも何やったらちょっと意見を聞かせてもらったらありがたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 宮本）

宮本です。なかなか答えにくいところではありますけれども、先ほど委員長がおっしゃったように、この流域委員会で提言を受け、そして我々が基礎案で出してきたどのような洪水に対しても壊滅的被害を回避せよと、そのためには破堤を避けようということを最優先で行こうということが、まさに今回のこの提言と基本的な考え方は一致しているのじゃないかなというふうに思っております。

我々はこの委員会の提言なり意見を受けて、具体的な基礎案をつくって具体的事業をそれで展開していこうということをしております。今委員長がおっしゃいましたのは、この提言が本省レベルでどのように受けとめられて反映していくのかということでございますので、これは私が本省の立場ではございませんのでどうこうと言える立場じゃありませんけれども、ただ、やっぱりこういう審議会からいただいた提言というのは、基本的には我々の河川行政の中で十分これから反映していかなければならないものだと思います。それ以上のコメントは言いません。

○寺田委員長

ありがとうございます。突然に質問しまして申しわけありません。ほかの委員の皆さんで何か。はい、どうぞ。千代延さん。

○千代延委員

千代延です。今、部長の方からも話がありましたけど、1ページの「はじめに」というところで、中ほどに、同年12月に、去年の12月ですね、総合的な豪雨対策についての緊急提言が取りまとめられたと。その同じページの下のところ、同じく12月に国土交通省において「豪雨災害対策緊急アクションプラン」というのを策定された。これは途中の段階ですけども、その前の緊急提言が基本的に全面的に

受け入れられてアクションプランというものになったんですね。とすれば、大分本省の方もこういう流れを実際のプランに生かされているというふうに、よく見れば心強いと思っているのですが、そのような受けとめ方でおおむねよろしいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 宮本）

今おっしゃいましたように、昨年12月に緊急アクションプランということを出しています。これはこの出されております提言に沿いまして、具体的に例えばこの出水期までにやっていかないといかんものであるとか、あるいはもう少し時間をかけてやろうというようなことも含めてアクションプランも出しています。そういう意味においては、この提言を踏まえて具体的に進んでいこうということだというふうに私も理解しております。

○嘉田委員

委員の嘉田でございます。この提言というのは、多分日本の河川行政を考えると近代の河川行政、明治以降の百数十年間の中で大変画期的な転換点を国レベルで示したものだとは私は大変心強く思っております。余り長く申し上げませんが、淀川流域委員会ではソフトの部分が大事ですと、情報の送り手とともに受け手が大事ですと言い続けてきました。地域は参加以上に地域住民が主体にならないといけない、地域防災力を高めようと繰り返し言ってきたわけですが、それが国のレベルでも認められたというか、そういう合意が得られたわけです。ただ、これはたまたま昨年水害があったからでしょうが、もしなかったら国はこういうふうなものを出せなかったのではないかとということも含めてじくじたる思いはあるのですけれども、これを具体的提案、あるいは政策にどう持っていくのが課題でしょう。もちろん河川管理者の方のこれからの政策提言、政策実現に期待をしたいのですが、私は2つお願いしたいと思います。

1つはようやく河川行政に生態学、あるいは環境に関する専門家が入ってまいりましたが、今回のこの提言から言えることは、社会学とか人々の心や人の組織を考える専門家が必要ということです。今はほとんどおりません。その部分をぜひ次の世代に育ててほしいということと、予算配分も圧倒的にハードでございます。ソフトの方の予算配分ということも、つまり人的予算的配分というものを、ここ少なくとも大きな転換点に応じて対策を立ててほしいと思います。そのことが最終的には人々あるいは私たちの命を救うんだというような切実な思いを持って体制の転換をしていただけたらという要望でございます。以上です。

○寺田委員長

はい、今本副委員長。

○今本副委員長

今本です。私はこの河川審議会、あるいは社会資本整備審議会河川分科会の答申に対しまして、ある種のうさん臭さを感じています。これは最初の寺田さんの発言にもありましたように、この提言がどういうふうにして作成されてきたのかという問題です。私はもちろんこういう委員の経験はありません。この委員会の中にはこの名簿の中にありますようにこの提言に参加した方もおられますので、本来はそういう方からご説明があればもっと正確だと思うのですが、私が聞いた範囲では委員が提言を自分で書いたというのを聞いたことがないのです。つまり、この提言は建設省なり河川局なり現に行政にある人が主導しているということです。そういう意味でうさん臭さを感じるというわけです。

私自身はこの提言を見まして、非常にさりげなく書いていますけれども、「ハード整備の質的転換」というゴシック文字にされていない部分です。4ページの真ん中よりちょっと上のところにありますけれど、これはどういうことかと言いますと、1つは堤防の問題です。これはこの委員会でさんざん議論してきたことですから、本格的に取り上げられるということで非常に喜んでおります。もう1つは、これは本当にするのかどうかわかりませんが、治水に差をつけようということを言っています。「画一的でなく個々の必要性に応じた安全度や機能の確保を図る方策の導入」というふうに、5ページの上から2行目から3行目にかけて書いていますけれども、これをどういうふう to 実現するのか。これはこの委員会でもやろうとしてきていることと同じことですので、今後のこの委員会の非常に大きなテーマの1つじゃないかという意味で注目しております。以上です。

○寺田委員長

ほか。はい、どうぞ。本多さん。

○本多委員

本多です。流域委員会の方の提言とも、またこの河川分科会の提言も共通する点が出てきて、いよいよ本当にそういうソフトの部分も動き出すのかという気がしております。

この内容のほとんどは地域住民のかかわる問題が多く入ってきていると思います。恐らく大きな方向はこれで出てきたと思いますが、具体的な進め方というものがこれから問題になってくると思います。それに関しては地域に合った、その地域の実情で具体的な方策を考えていくことになろうかと思うのですが、やはりその具体的な方策を考えるとときに初めから市民の参画を得ながら一緒に考えていく、その地域の市民の皆さんと一緒に具体的な方策を考えていくというようなことをぜひ取り組んでいただきながら、住民が喜んで参加できるような取り組みになるように具体的な方策を決めていっていただきたいというふうに思います。以上です。

○寺田委員長

きょうは報告事項で上げておまして、これはまた機会があれば意見交換のときにとっておりますのでこれぐらいにさせていただいてよろしいですか。これはあくまでも社会資本整備審議会の河川分科会がおつくりになったところの提言書ですので、ここで管理者に質問するというのもおかしい話なので、また今後各部会でいろいろと検討課題をやっていただく過程で参考になるんじゃないかということとで管理者の方に説明をしていただきました。

○三田村副委員長

申しわけありません。管理者に質問する筋ではないというぐあいに委員長はおっしゃったんですけども、先ほど委員長が少しご心配されたようにも思いますが、私が少し心配しますのは、方向性という意味において私たち流域委員会の流れと乖離するところがあるのかどうかです。なければ結構なんですけども、あるとしたらこの審議会が私たちを拘束することになるのかならないのか。それはちょっと大事なことです、もしその辺をご回答いただければありがたい。乖離するところがなければ結構です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。乖離しているところはないと思います。方向としては同じ方向だろうと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 宮本）

ただ、乖離するところはないんですよ、ないんですけども1点だけ。我々はもともと淀川水系という直轄河川で壊滅的な被害が起こるおそれがあると、それを何とか防がなければならないということを書いてまいりました。

そういう意味において、中小河川という言葉がかなり使われているところが、確かに中小河川も大事なんですけども、我々は大河川というものによる壊滅的被害というものをより重視しているという点がございます。そこだけは若干、単に中小河川だけじゃないということだけは我々としては意識したいというふうに思っております。

○寺田委員長

また機会がありましたらこれは意見交換を。私も実は新聞の取り上げ方、見出しがちょっと気になったものでこれをお願いをしたんですけども、非常に部分的にとらえた記事でして、評価していいような書き方の部分とそうじゃないような部分で新聞によって取り上げ方がちょっと違ったものでこういう資料提供、それから一定の説明をお願いしたということですので、また意見交換をする機会があると思いますので、一応こういうことで。

それで管理者の方で今の関係をご報告いただきましたので、実は参考資料の2で、これはきょうの一番最後の方でまた報告をいただこうと思っていたんですけども、ちょっと管理者の方、ついでと言う

たら申しわけないんですけども、審議事項とは違いますので、この参考資料2の方、これは河川管理者からご提供いただいている資料ですので、この点の説明も今やっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

河川環境課の豊口でございます。

資料の一番最後に、参考資料の2ということで琵琶湖・淀川流域圏の再生計画と書いたものがございます。これはこれまでの部会の中で何回か資料を配付させていただきましたけれども、これまでちょっと説明する機会がございませんでしたので、また委員会全体の所掌の部分というんですか、水系全体にかかわる問題でございますので、この委員会のご説明させていただきたいと思います。

ここに紹介させていただきます流域圏の再生計画というのは、昨年度1年間をかけまして近畿地方整備局が事務局となって国の関係機関あるいは地方自治体、府県あるいは市といったところに入っていたきまして共同してつくってきた計画でございます。

これは流域圏の再生に係る各部局、すなわち河川部局に限らず公園であるとか水道あるいは下水道、港湾であるとか農林、あるいは環境といった各部局の方々に集まっていた中でつくった計画ですので、必ずしも河川管理者がやる内容だけ書いているものではなくて、流域全般の課題が書いているものというふうにご認識いただければと思います。

めくっていただきますと、1ページに「琵琶湖・淀川流域圏再生へ向けての戦略」というふうに書いてございます。この紙が約4枚続きまして7ページまでございます。その後ろにはちょっと厚くなるんですけども、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」と書いた、3月30日と書いた資料がございます。これが全体版なわけですけども、最初の4枚に当たります戦略と書いたものがそのほぼ要約版といった形になってございますので、この戦略と書いたペーパーで説明させていただきたいと思います。

この1ページ目の冒頭を見ていただきますと、ちょっとこれを読ませていただきますが、「琵琶湖・淀川流域圏は我が国有数の人口・資産が集積する地域であると同時に、世界的にも希少な古代湖である琵琶湖を中心に豊かな自然がはぐくまれ、多くの歴史文化資産が残された地域である」と。

すなわち人口・資産が集中する地域であるということ、それから琵琶湖を初めとした自然があるという地域であるということ、また歴史文化があるという地域であると、こういった特徴があるわけですけども、しかしながら高度成長期の開発等によって流域における人と川とのかかわり、水・土砂移動、生き物の生息・生育環境の連続性等が分断されてきていると。それで、貴重な自然や水と人とのつながりが損なわれてきたという認識に立っております。

それでこの琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿に再生して次世代に継承していくためには、この分断を連

続に転換していこうということで、「水でつなぐ”人・自然・文化”」ということを基本コンセプトといたしまして、流域圏のあらゆる関係機関が連携して行動していこうということを掲げております。

こういった分断されたものを連続させていく、水でつないでいこうという中で、まずその基本となる水自身を再生しようと命の水を再生するというのを戦略の1に上げてございます。この中には幾つか書いてございますけれども、具体的なアクションプランを策定した上で着実に実施をしていこうということが書いてございます。この中には計画の策定であるとか水量、水質、あるいは河原の復元、2ページ目にまいりますと、琵琶湖水位変動のことも書いてございます。

それから戦略の2でございますけれども、これは水辺をつなぐということで、舟運あるいはサイクリング、ウォーキングといった形でゆっくりと水辺をつないでいこうというような施策でございます。こういった水辺プロムナードを確保していこうということが戦略の2でございますが、単に物理的につながるだけではなくて、それぞれに拠点となるものを整備しましょうというのが戦略の3で、水辺の拠点を整備するということでプロムナード周辺において川の駅、湖の駅といったようなものを整備していこうということで、各地域別の拠点になるべき候補地域が掲げられているということです。

それから4ページ目にまいりますと、今の水辺プロムナードであるとか拠点の整備というのはどちらかというと川に人が来ていただくというイメージですけれども、この戦略の4というのは町にせせらぎを導入するということで、町の方に水を持って行こうということです。これは京（みやこ）の川づくりであるとか大阪駅北地区等が書いてございますが、こういった市街地等に水を導入していこうというのが一つの戦略でございます。

それから戦略の5番目ですけれども、流域圏の自然環境をつなぐということで、琵琶湖・淀川流域圏の湖沼・河川・水路・河畔林・里山・森林等の連続性ということを回復していこうということで、連続性の総点検であるとか修復といったことを掲げてございます。

それから戦略の6ですけれども、これは若干趣が違いますけれども、水と人とのつながりを取り戻そうということです。これはやや運動論的になりますけれども、琵琶湖・淀川という非常に自然にも歴史文化的にも恵まれたところを、琵琶湖・淀川そのものを1つのミュージアムとしてとらえて水と人とのつながりを回復していこうというものです。6ページには水との復縁運動の展開と書いてございますけれども、水との縁が薄くなってきているということで、これを復縁していこうということでございます。

それから戦略の7というのは、こういった目標を掲げるだけではなくて、この計画を推進する仕組みをつくらうというものです。ここはちょっと重要なところなので読ませていただきますけれども、琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を推進するために統合的流域管理の視点に立って行政機関等が協議、調整を行う場として協議会を設置しましょうと。それで、さらにその計画推進を確実なものとするために計画

の進捗状況、その評価について公開による年次報告会を実施し、その結果について必要に応じて第三者を含めた評価委員会に報告しよう、また再生計画をNPO等と連携を図りつつ推進するために各種活動を支える橋渡し役となる組織としての機構を設置する、あるいはその拠点となるセンターを設置するというようなことが書いています。

その下に協議会の設置というのが丸で書いていますけれども、琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の具体的な展開を図るために、各関係機関の協議、調整プロジェクトの達成度、効果等の評価を行う機関としての協議会を設置すると。また、本協議会に各分野、テーマごとに分科会及び個別的な課題、あるいは専門的な事柄について学識経験者やNPO等を交えて意見交換や技術的な検討を行う専門委員会を設置するというようなことを書いています。

我々は河川整備計画の中で、流域にはいろんな課題があるので、しかしこれは河川管理者のみでは限界があると、流域的な視点に立ってあらゆる関係者と協働してやっていかなければいけないということを河川管理者の意思として整備計画の基礎案には書かせていただいておりますけれども、そういった意思を流域圏の関係者の皆さんと確認できたということが一つの大きな意義かなというふうに思っております。

それで、実際にこの推進協議会につきましては、この計画そのものは昨年度末で完成しておりますが、実際の協議会につきましても今年度4月にその計画を推進していくための協議会というものを既にスタートしておりまして、今後進めていきたいと思っております。

詳細をすべて説明する時間はちょっとございませんが、読んでいただくと、基礎案に書いてある内容と重複する部分が随分とあると思います。そういう意味で河川管理者の意思が流域圏で共有できたということが大きな意義かなというふうに考えております。

ご報告は以上でございます。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。今の報告で何かお聞きになりたい点、委員の皆さんはございますか。

はいどうぞ、寺川委員。

○寺川委員

今ざっとした説明を受けたんですが、感想なんですけど、先ほど今本副委員長の方からもありましたけれども、だれがこれはお書きになったのか。多分整備局の方でお書きになったんじゃないかと思うんですが、例えば表現の仕方なんかでも、戦略3で水辺の拠点を整備するとか、戦略4では町にせせらぎを導入するとかそういう表現があるわけです。

しかし、我々から見ますと、そうするとまた従来のような整備、やってきた開発、そういうイメージ

を感じるわけですし、むしろ、例えば戦略3であれば水辺の拠点を復元するとかあるいは回復する、さらに戦略4については町にせせらぎを取り戻すとか、やはりそういう表現でないと何となくこのイメージがまた何かいろいろとやるんじゃないかなというような、そういう印象を受けるので、その辺のところですね。

それともう1つは、既に戦略7の琵琶湖・淀川流域圏再生協議会というのが設置されていると、4月スタートということなんですけれども、どういった方がメンバーになって構成されているのかということと、この後いろいろ専門委員会とか分科会的なものも設置されているようですので、その辺についてももう少し説明していただければありがたいんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

豊口です。ご指摘の件なんですけれども、先ほど説明のあった河川審議会の提言とは違いまして、これは行政機関そのものが策定しているものということで、我々が提言を受けたというよりも我々自身がつくったもので、国の機関と地方自治体とが共同してつくったということでやや行政的なかたい文章になっているところはあるかもしれませんが、先ほどご説明した中にもあるように、また今後進めていく中では学識者あるいはNPOの方々にも入っていただく中で検討を進めていきたいと思っておりますので、その辺はちょっと表現ぶりにはやや、今の時点ではそういうことはご指摘を承っておくしかないですけれども、そういうことでございます。

それで協議会の構成ですけれども、基本的には近畿地方というんですかね、琵琶湖・淀川流域圏に出先を置いている国の機関、それから関係の6府県、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、三重といった6府県と、大津、京都、大阪という3市が入った中でこれまでも計画づくりを進めてきておりました。こういったメンバーで今後とも進めていこうというふうに思っています。

協議会としてはそういった行政機関のものですけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども、学識者であるとかNPOの方々にも参画していただくような委員会等もその中で考えておりますし、まだその下の分科会であるとか専門委員会といったところまでの立ち上げまでは至っておりませんが、今後そういった方向で進んでいくということになろうかと思えます。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○川崎委員

この今ご説明いただいたものというのは私は非常に重要だと思っています。水がきれいだということだけでは文化も育たなくて、水と人のつながりというものをもとに、歴史文化をどういうふうに具体的に人々の生活や都市の発展へ、場合によっては経済の活性化につなげるということですね。往々にして

こういう拠点づくりだとか面的な整備というのは背景になる都市との非常に緊密なやりとり、都市計画との連携が非常に重要と思います。

今ご説明にあったような京都、大阪をはじめとする府、市町村との関連が出てきます。例えば琵琶湖岸とか大阪の川の周辺で、拠点整備が横につながっていくかどうか、全体で少し広い圏域というか領域で見たときに、その拠点整備がどういうふうなつながりを持って発展するのか。要するに個々の拠点整備が、例えばせせらぎを導入したり各々の工夫はあるのですが、少し広いまとまりで考えたときにどういう面的な景域を形成するのか、グランドデザインやマスターデザインがウォーターフロントの中で出てくるのが重要です。それから生態系だとか環境だとか景観とか人の視点、活動など広域的な視点と、それから拠点的な視点とそれぞれにあるので、その辺の統合を先ほど協議会の中で行なう必要があります。専門部会、流域圏という視点だけではまだできないし、都市圏、圏域の視点なのかもしれませんし、それからある種のもう少しエリア的なディストリクトのレベルの視点なのかもしれない。その点を含む広域的な視点で水辺のあり方を議論していかなければいけない。拠点だけがうまくいっても、連続的に面的な展開がつながっていかないと意味がありません。そのあたりをうまく進めていただければと思うのが私の意見です。

○寺田委員長

はい、金盛さん。

○金盛委員

金盛です。昨日、事前にこの資料をいただきましてざっと読みました。流域の中の関係の公共団体が共通の認識を持たれて、再生に向けましてこのようなことをまとめられたということを私は大変高く評価をしております。個々のことについてはいろいろと申し上げたいこともありますけれども、皆さんが寄られてこういうことをまとめられたということについては、大変敬意を表しております。

ただ、ここで書いてありますところの大きなことだけを申し上げますと、戦略がずっと書いてありますが、これが決して書き物に終わってはいけないなということでもあります。そしてこれはとんでもないことを申し上げているのかもしれません、戦略と書いてあることが必ずしも戦略でないように思います。

これは施策の方向のようなものでありまして、その施策をいかに実現するかというのが戦略だと思うんです。したがって、これは30ページに5年とか10年ぐらいで具体化をはかるとかいうふうなこと、この具体化をはかるとかいうことをどう読むのかはわかりませんが、私は一定の形になるものをつくりあげるといふふうに理解をいたしておりますが、そうすると10年間でこれだけのことをやり上げるとなれば、その戦略、スケジュールといいましょうか、いろんな課題があると思います。その課題も片づけながら

やり上げるという、そういう戦略が要るなど。

したがって、いかに具体化するかということがこの裏にすでにあるのかどうかですね。そういうものが書かれてあればもう少しぐっと来るものがあると思っております。

○寺田委員長

今の点は何かコメントをされますか。ご意見ですけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

ええ。もう一回6ページをちょっとお開きいただければと思うんですけども、戦略7というふうに書いた中の4行目の後ろの方ですけれども、必要に応じて第三者を含めた評価委員会に報告するであるとか年次報告会を実施するというようなことが3行目、4行目に書いてあるわけですが、まさに計画をつくっただけですよということだと絵にかいたもちになりかねないので、ここは我々が漫然とやっていかないように厳しい目にさらされながらやっていきたいという覚悟でございます。

ご指摘ありがとうございます。

○寺田委員長

高田委員、どうぞ。

○高田委員

率直に言って、これは利用の観点が強すぎると思います。今、やっぱり一番問題なのは琵琶湖の南湖の問題、北湖も危なくなってきた。それで淀川自体、陸上ではもう外来植物ばかりになってしまっている。今、この中で緊急にやらんといかんことというのは、やはり現状の自然環境の維持というのがもう最優先されるべきだと思います。

それで、あとこの2ページ、3ページというのはどうも造園屋さんとか計画屋さんが喜びそうなのが勝ちすぎているように思います。こういう自然環境に関しては過剰利用というのが今一番問題になっていると思うんです。だから、その辺でものをつくるということの中身をちょっと考え直さんといけない。だから、これをそのまま読めばやはり過剰利用が行き過ぎていると思います。

○寺田委員長

はい、千代延委員どうぞ。

○千代延委員

これは2つの面から私は見ておるんです。素直に読みますと、ちょっと総花的に過ぎるところはありますけれども、なかなか夢のあるいい計画だというふうに一面思います。

しかし、さっきの今本副委員長の言葉を借りますと、若干うさん臭いというか、事業をするために何

かいろんなことを準備されているような気がして、こういうすねた取り方はよくないと思いますけど、そういう面も見受けられます。

希望としましては、この河川整備計画を実行するのに今まで何度も言われていることですが、縦割行政ということが非常にいろんなところで支障になっていると。そういう話はたくさんあったと思うんです。これほどいろんなところの縦割を越えてやれるのならそういう越えてやれるやり方を活用していただきたい。整備計画を実現するのに、今までは縦割のここが支障になる、あそこが支障になるというようなことを言われていますが、こういう方法を使っているいろいろな支障を乗り越えていただけたらと私は思います。

以上です。

○寺田委員長

嘉田委員、どうぞ。

○嘉田委員

時間のないところを申しわけありません。嘉田です。

行政は計画をつくるのが好きなんです、過去につくった計画をいわば再確認するというんでしょうか、過去の計画を検討する機会がほとんどありません。あるいは過去にやってきたさまざまな事業を積み重ねるという歴史を見ることをほとんどなさらないんですが、この計画でも実は類似のことをたくさん既に市町村なりがやっているわけです。

それで、そういうところを調べた上でこのところをこうするというふうに積み上げていっていただきたい。類似のことをたくさんやっているわけです。そのところをぜひとも検討していただき、横つなぎがようやくできてきたところは大変ありがたいんですが、さまざま過去の流れを見て、その中から経験を蓄積して欲しい。ここはこういうプラスアルファのこういう計画をしましょうとやると少し現実味が出てきてその気になるんですが、そういう意味では総花的にいいことが書いてあるんですが、「ほんま？」といううさん臭さを私自身も感じております。

というのは、人と川のつながりを再生するという働きかけを私自身30年近くに渡ってやってきましたけど、そう簡単ではないということをみずから知っているがゆえにこの計画に少し疑問を持ってしまうわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 宮本）

さまざまなご意見をいただきまして、何かうさん臭いという言葉がはやっていますが、私は基本的に、これも冒頭で説明しましたが、これまで4年間この流域委員会でやってきた基本的な考え方、それはベースとして沿っているというふうに思っています。その中で特に我々河川管理者だけではでき

ないといったものがいっぱいあります。それはこの基礎案の中でも、またそれぞれのこれまでの意見書の中でも、とにかく縦割じゃなしに各省庁、各府県で連携してやれということがこの委員会での意見だったわけでございます。

そういう意味において、我々が議論してきたこの淀川の河川整備計画の幅を広げるといいますか、各地連携するということをこういう格好で仕組みをつくってスタートしていきたいというふうにとらえていただきたいと思います。

それで、この中でもこの第三者の委員会にもまたチェックしてもらおうということも言っています。当然、この流域委員会においても我々はこういうことを今連携してやっていますということをご説明していきますので、その中でこの流域委員会の方からも本当に何かうさん臭い点が出てきたら厳しくまたご意見をいただくということでぜひ前向きにとらえていただければありがたいなというふうに思います。

○村上興正委員

私も高田さんと同じことを感じていまして、戦略3の水辺の拠点を整備するというのが非常にやりやすく実施可能な問題ではないかと。その中にこの中だったら例えば淀川では川が川をつくるという話を基本にしていますが、流域の整備というのは自然環境をベースにして、それを保全活用しながら拠点を整備するという形で記述するべきやと思います。

これでは何か保全と利用を別個に扱い、整備しますけども片一方では自然も何か気にしますよという二本立てに見えるんです。だから、これはやはり環境を考慮に入れるときは、環境をベースとしてそこを利用するという話になると思うんです。だから、環境の特質を損なわない形で利用ということを考えないといけないのが、戦略3が環境の保全ということを考えなくて余りにも利用だけが強く出ているという感じを非常に受けます。その点をぜひとも注意していただきたい。ここに書かれていることで一番実現しやすいのはきっと戦略3だから気になるんです。その辺を私としては今後監視したいなと思っています。

○今本副委員長

私はこの計画そのものがうさん臭いと言っているんじゃないかと、いい計画を立てながら放置しているといいますが、そういうことが多いということを言っているだけで、プロセスなりそういうことを言っているわけじゃありません。

ただ、嫌みついでにこれについて一言いいますと、7ページのところに書いています、これも非常にさりげなく書いています。ぜひ、琵琶湖・淀川水質保全機構の単なる再生に終わらないようにお願いしたいと思います。

○寺田委員長

これは、きょうは審議事項の議題には実は上げていないのですけれども、いろいろとご意見をお出しただいて、先ほど河川部長がおっしゃったように、また正式にこの再生計画の具体的内容についてこの委員会を出した意見を述べる機会といいますか議論する機会というものがあるかと思ひますし、また今後示されていくであろう整備内容シートにしましても、それからもちろんダム事業にかかわる部分に關しても、関連する部分というのはこの再生計画というのはやはりかなりあるんじゃないかと思ひますので、また議論をしていただくという機会はあると思ひます。

だから、きょうは一応説明をしていただくということで報告の中に入れてあったものですから、これぐらいにさせていただきたいと思ひます。この再生計画についての意見交換がこれで終わりということじゃもちろんありませんので、また機会をつくりたいというふうに思っておりますので。

一応きょう予定した報告事項であります、かなり時間が過ぎまして、熱心な意見交換をしていただきましたので既に1時間15分の時間がたちましたので、次に審議事項に入りますので、ここでちょっと早いんですけども少し休憩をさせていただきたいと思ひます。

それでは15分間、恐縮ですが休憩をさせていただいて、5時半から開始をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願いします。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは委員長がおっしゃったように5時半から再開ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

全館禁煙となっておりますので、玄関入り口のところに灰皿がございますので、そちらでお願いいたします。

〔午後 5時17分 休憩〕

〔午後 5時32分 再開〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは再開いたします。寺田委員長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

1) WGの設置について

○寺田委員長

それでは、再開をさせていただきます。審議事項に入らせていただきます。

まず1番目、ワーキンググループの設置についてということでありまふ。これは私の方から少し説明と提案をさせていただきます。

報告資料3-2の19ページをごらんいただきたいと思います。これは去る5月10日に開催いたしました運営会議での結果報告であります。1番目にこの日に決定した事項が黒丸のポツで合計5つ書いてありますけれども、その2番目にこのワーキンググループについての運営会議で決まったことをまず結論的なことを書いております。当面水位操作についてのワーキンググループだけを設置すると。そして、今後の委員会の審議を見ながら必要に応じてそれ以外の新しい新規のワーキンググループの設置はまた考えるということであります。その下の方の2番目の審議内容というところにどういう意見がこの運営会議で出たかということが少し書いてありますが、これはまたごらんいただければと思います。

3月から4月にかけて先ほど来申し上げておりますとおり、4つの地域別部会と2つのテーマ別部会を開催していただいて、その中でどのようなワーキンググループの設置が当面必要かということも各部会で議論をしていただきました。その結果をこの5月10日の運営会議で各部会長さんの方からもご報告をいただいて、そして改めて運営会議のメンバーで検討したわけであります。

基本的にはこれまでに何度か私の方から申し上げておりますけれども、新しい組織下での委員会は、人数の関係からいきましても、できる限り全体委員会で議論をみんなでやっていきたいということが一番基本であります。そこで地域別部会またはテーマ別部会もその問題点、取り上げるべき課題とか、またはそれについての検討を一定やっていただきますけれども、それはあくまでも全体委員会での議論が効率よく、活発にできるようにするための問題点整理をやっていただいて、そしてその全体委員会に問題提起、提案をしていただくというふうな形で今後は進めさせてもらいたいというふうに基本的に思っております。

そういう関係でいきますと、ワーキンググループを幾つもつくるということではなくて、現時点ではどこの部会からも水位操作に関するワーキンググループをつくるということについては積極意見でありましたので、このワーキングだけは少しでも早く立ち上げをしてつくりたいということが結論であります。今後の審議の進展の中で、また違った新しい別のワーキンググループの設置が必要ということになってくれば、それはまた検討しようということでもありますので、そのような結論になったということをご報告申し上げますとともに、その点についてはぜひ皆様のご了解を得たい、ご承認を得たいと思っておりますが、もちろん意見をお聞きしたいと思います。

それから、仮にそれを承認していただくとして、どのようにしてワーキンググループのメンバーを決め、立ち上げるかということでもありますけれども、きょうはそういう人選等の提案は持っておりません。非常に民主的にやるならば、また皆さんの希望を聞いて立ち上げるということになるのかもしれませんが、これは前のときに中間とりまとめの段階でも既に水位操作についてはいろいろ問題点の整理をさせていただいて、検討課題というものも一定整理もしてもらっておりますので、これはやはりなるべく

早く立ち上げをしたいということで、きょうの委員会では、大変恐縮ではありますが、委員長と運営会議の方にこの人選につきましてはご一任をいただけないかというふうに思っております。この点についてもご意見をお聞きした上で、できればご承認をいただきたい。

人数的には多くて六、七名というふうに考えております。5名ないし7名ぐらいでこのワーキンググループを立ち上げて、その2月までの段階で随分と苦勞してつくっていただいた水位操作に関するいろいろな問題点というものを数カ月の間に議論をして深めていただいて、その成果というものを整理してこの全体委員会に出していただいて、そしてみんなで議論していきたいというふうに考えております。

そういうふうなことでワーキンググループをつくるということについてお諮りをしたいと思いますので、まずご意見、ご質問でも結構ですので、ありましたらどうぞお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にご意見がなければ、その可否についてお諮りをしたいと思いますが、今のような提案でご承認いただけますでしょうか。そうですか。それでは、そういうことで、なるべく早くこの発足ができるように運営会議の方で諮りまして、立ち上げをしたいと思います。

その関係で、前にも資料的に、机上の資料の中にこの水位操作に関する問題点整理を2月までの段階でやっていただいたものが出ておりまして、その関係で、このワーキンググループを立ち上げるとして、できたらこういうこともなるべく早く検討してくださいよというようなご希望とかご意見があれば、少しお出しをいただきたいと思います。それで、その机上の資料をつくっていただいたときの関係で、江頭委員または中村委員の方で、当面こんなことが課題なんだというところを少しレクチャーしていただければありがたいと思います。いかがですか。

○江頭委員

江頭です。レクチャーというほどのことはできませんが、簡単に説明させていただきたいと思います。

実は、この水位操作については、実際何が問題であろうかということで、琵琶湖部会を開催されましたときに中村部会長から、論点整理とワーキングの設置についての、どういうことをどういうメンバーで、どういう期間で検討すればいいかということを簡単に考えてくれないかということをおっしゃって、そのために西野委員、嘉田委員、河川管理者、庶務、私のメンバーが5月2日に集まりまして意見交換をさせていただきました。そのときに、議論された内容をご紹介させていただいて、レクチャーにかえさせていただきたいというふうに思います。

まず、設置の必要性ですが、これは委員長からもご披露されましたけれども、琵琶湖・淀川流域の治水・利水安全度を一定のレベルに保ちつつ、琵琶湖の環境及び下流域の河川環境の保全・再生を行うための水位操作のあり方を探ることが設置の一番大きな目的かと思います。

それから、メンバーは、先ほど5人から7人程度が適当かというふうにおっしゃっていただきましたが、琵琶湖・淀川流域の生態系を専門とする方、治水・利水分野、河川・湖沼・流域の物理を専門とする分野、社会環境・政策分野、その他を含めて5人から7人程度ではないか。この考え方でございますけれども、議論をするときに大体常に五、六人の人数が必要じゃないかということです。ただし、具体的にメンバー全員が会合に出席できるとは限りませんので、少しふやしたらいいのかなという意見も出ておりました。

それから、余り時間をかけて議論するというのも問題でありますので、なるべく集中的に議論して、5回程度、期間はできれば半年ぐらい、長くて1年、これぐらいの期間で意見をまとめていければということでございます。

それから、検討課題ですが、これは意見書の論点整理をまずしっかりと詰めていかないといかんということであります。論点についてですが、環境で何が問題になっているかといいますと、洪水前後の低水位のところですね。例えば、水位変動のリズムが失われて、急激な水位低下の問題でありますとか、長期にわたって低い水位が生じるとか、そういうたぐいの問題というのが十分議論できていないということであります。それから、冬場の高水位、これは浜欠けとの関連でございますが、こういう問題もある。それから渇水時の河川の維持用水、これは環境用水、維持用水をどういうふうを考えればいいのかというところについて詰めが必要であろうということでもあります。

それから、治水上の問題といたしましては、洪水期制限水位をもし現状よりも上げたとしても、それに伴いまして洪水のリスクが増大いたします。そういう問題をしっかりと考えていかないといけない。それから、付随的に内水の問題とか、そういう問題も出てくる。洪水リスクの増大を許すとすれば、それに対して経済的な補償問題、そういったものもちゃんと検討しておく必要がある。それから、洪水時には洗堰の全閉操作が現在行われているわけですが、全閉操作に対して滋賀県の方から要望が出ているという問題もあります。

利水に関連しましては、水需要抑制の問題、取水制限、そういった問題を利水上の課題としてどのように解決していくかということ。その他の問題として現在社会的に問題になりつつある気候変動の問題ですね。大ざっぱにはそういうことをしっかりとこのワーキングで検討していかなければいかんだろうということでもあります。

また、これらに加えてことしの1月に流域委員会から意見書が出ているわけですが、それに対して河川管理者からの質問等もまだ受けてない。そういう問題もございまして、これについてもやはり積極的に我々は意見を聞いていく必要があるんじゃないかということでもあります。

運営方法につきましては、公開が原則であって、委員会の運営、形式と基本的には変わらない格好で

よかろうということであります。ほかたくさん個別の意見が出ておりましたが、大枠として現在水位操作について重点的に考えなければいけない問題というのはこんなものではなかろうかと思います。以上です。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。中村委員何かありますか。

○中村委員

ありません。

○寺田委員長

それでは、委員の皆さんで特に今の時点でご意見ご要望は何か。はい、千代延さんどうぞ。

○千代延委員

千代延です。1つだけあります。今のワーキンググループの期間ですが、大変難しい問題を抱えていますので余裕も見てということでしょうけど、できれば半年、長くても1年でと言われましたけども、何とか目標を半年というのを基本的に狂わないようにという姿勢で臨んでいただきたい。といいますのは、この水位をプラスマイナスゼロに置くとかいろんなことがあると思うのですけれども、丹生ダムの利水が撤退ということが明らかになっている今、琵琶湖への渇水時に補給水としてダムを活用するとか、あるいは下流の維持流量をどうするかとか、全体にかかわることが多いわけですね。したがって、ほかへの影響が大きくありますので、ある程度結論が出ないと、後のことが議論できない部分が多いと思うんです。したがって、何とか半年を目標にやっていただきたいというのはお願いします。以上です。

○寺田委員長

ほかにございますか。

○今本副委員長

質問ですけども、運営を公開するというような説明があったような気がするのですが、ワーキングも公開されますか。

○寺田委員長

この点は、ワーキンググループの関係はこの前規約で基本的なことは決めておりますので。先ほど江頭委員がご報告になったのは、非公式の検討でのご意見でありますので、これは運営会議でその辺はフレームワークはきちっと決めて、千代延委員もおっしゃったような時期的なことも、ある程度要望というものを示させていただいて、ワーキングの議論をやっていただきたいと思っています。私も個人的に

は半年とか1年とかというサイクルじゃなくて、先ほども言いましたようにせいぜい数カ月というふう
に考えております。だから、かなりの負担のもとにワーキングの委員は頑張ってもらわないといかんと
いうふうに思っていて、その辺はちょっとまた希望を、運営会議の方で検討したものの希望を述べ
させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、このワーキンググループの設置は一応そういうことでご承認いただきました。冒頭に寺川
委員が今の報告資料3-2の運営会議の関係でご質問があったかと思うんですけれども、何かあれば今
ここで質問でも何でも結構ですが。

○寺川委員

いや、説明がなかったなので、内容を説明していただきたいということだけです。結構です。

それと、ついでといえば悪いんですけど、今おっしゃったように、やはり3カ月ぐらいをめどにワ
ーキングはまとめていただきたいというふうに思います。

○寺田委員長

きょうの庶務の方の報告は、中身に立ち入らないで基本的には今回は全部結果報告がペーパーででき
上がっておりますので、それは省略させていただきました。だから、もしも中身をごらんになって疑問
な点がありましたら、それは遠慮なく質問をしていただいたらどうかと思います。

この5月10日の運営会議は今のワーキンググループの設置だけでなく、いろいろなことをかなり
たくさん、かなり長時間かけて議論をしておりますので、後からでも結構ですから、もしわからない点
がありましたら、遠慮なくおっしゃっていただいたらいいかと思います。

2) 各現地視察のスケジュールについて

○寺田委員長

それでは、審議事項の2番目に入らせていただきます。現地視察のスケジュールの件であります。こ
れは6月4日から20日にかけて5カ所をまず優先的に現地視察を行うというふうなことが前回にも決ま
っておりましたけれども、運営会議でも具体化するというので決定をして、皆さんにご希望をとって、
そしてスケジュール等を管理者の方でつくっていただきました。

それで、現地視察のスケジュール関係を河川管理者の方にお願ひをしてつくっていただきましたので、
どういうふうな現地視察を5カ所実施することになっているかということを中心に簡単に報告いただけますで
しょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。審議資料1-2でございます。それぞれのコースについて時間的なもの、地理的に非常に
概略的なものでございますがつけさせていただきます。

まず、丹生ダム予定地コースということですが、これは6月4日であります。JR長浜駅に朝9時45分に集合いただきまして、右の図を見ながらごく簡単に申し上げますと、まず琵琶湖の湖岸に行ってくださいまして、これは琵琶湖の水位変動の関係の調査を行っておりますが、ここを見ていただいた後、お昼まで、午前中は下流を中心に見ていただきます。昼食をとった後、下流からずっとダムサイトの予定地を含めて、貯水池になるところを含めて上流側まで見ていくという予定でございます。夕方、3時40分となっておりますが、意見交換の場所に参るということでございます。ここで1時間、この予定では2時間ぐらいはここで見ておるということでございます。意見交換の会場は木之本ということで予定をしております。

次に4ページ目でございますが、一庫ダム、余野川ダム予定地、銀橋、猪名川コースでありますけれども、6月12日の朝9時半に阪急神戸線の園田駅の方に集合いただきまして、午前中は基本的に下流の方をごらんいただきまして、昼食をとった後、午後でありますけれども、銀橋の狭窄部、一庫ダム、余野川ダム、余野川ダムはダムサイトの予定地、あるいは導水路トンネルがございますが、こういったところを中心にごらんいただきたいと思います。意見交換の方は17時からということで予定をさせていただいております。

次に6ページ目は、瀬田川の洗堰から宇治川コースであります。これは、朝9時にJR石山駅に集合していただきまして、瀬田川から途中大戸川ダム予定地、これは支川の方に入っていきますけれども、そこをごらんいただきまして、洗堰、鹿跳橋、鹿跳溪谷、天ヶ瀬ダムというふうに順次下ってまいります。場所がまだ確定しておりませんが、夕方5時過ぎくらいからになりますけれども、意見交換の時間を設けてございます。

次に8ページでございますけれども、6月18日の川上ダム、岩倉峡コースであります。10時にJR木津駅に集合いただきまして、午前中は岩倉峡、上野遊水地をごらんいただきます。そして午後、昼食をとった後、ダムサイト及び貯水池の予定地をごらんいただく予定であります。意見交換は、名張市の方に移動して、ここで考えてございます。

最後10ページですけれども、木津川及び淀川の本川であります。木津川というのは、笠置橋よりも下流ということであります。朝9時半にJR京田辺に集合いただきまして、午前中は基本的に三川の合流部よりも上流をごらんいただきます。昼食をとった後、午後はずっと下流に向かって、一部上流に戻ったりもしますが、基本的に上流から下流の方に下ってまいりまして、最後、5時から意見交換会という予定でございます。以上でございます。

○寺田委員長

ありがとうございます。いろいろご苦勞をいただいているんですけども、当日も大変だと思うんです

けど、よろしくお願ひしたいと思います。

庶務の方で、今の現地視察の関係で参加予定の委員さんの関係とかで報告がありましたらお願いします。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

報告させていただきます。審議資料1－1の2枚目に参加予定ということで名前を挙げさせていただいておりますが、先般、先週になりますが、各委員の皆様方に参加の可否について個別に伺わせていただいております。ですから、このきょうおつけいたしました資料は現時点で若干変わっておりますが、今週をめどに皆様方の参加意向を確認させていただいた上で参加人数を確定し、それで今ご説明がありましたけれども、河川管理者サイドと具体的な調整をさせていただくということで想定しております。以上になります。

○寺田委員長

先ほど、管理者の方からのタイムスケジュールで既に報告をしていただきましたように、これは委員会の方からの要請で現地視察の後に意見交換の時間を、この5つの現地視察すべてについてつくっていただくことにいたしました。やはり現場で感じたこと、わからなかったことを新鮮なうちにいろいろ意見交換をしておこうと、これが必要かと思いますので、委員の皆さんには時間が長時間になって申しわけないんですけども、朝早くから夜遅くまでになるかもしれませんが、ぜひ意見交換の最後までお付き合いをいただきたいと思います。

この現地視察は、今も申し上げているとおり、単なる現場を見るというだけじゃなくて、まずはいろいろ問題意識というものを今持っているものを現場で再確認し、もしくは新しい問題点を見つけていただくというための現地視察。それから終わった後の意見交換による学習会というものを兼ねているということでひとつお考えいただきたいというふうに思います。

そんなことで、6月4日を皮切りにして20日まで5コースに分かれて行きますけれども、これは決してこの5回だけで現地視察は終わるという意味ではもちろんありません。当初はもっとたくさんのコースを設定したんですけども、時間的な制約の中で、まずはこの5カ所を視察しようということにいたしましたので、今後また必要があれば実施をしたいというふうに思っております。

現地視察の関係で、委員の皆さん何かご質問は。はい、三田村副委員長どうぞ。

○三田村副委員長

三田村です。2点お伺ひしたいと思います。1点は河川管理者に、1点は庶務へです。

1点目は、先ほど委員長がおっしゃった意見交換会ですが、住民参加の関係で確認したいのです。関係住民とはやらないのですか。その場で、交えない、交える。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

これは、河川管理者の方で決める話ではございませんけれども、委員会の方からどの場だったか覚えてないんですが、運営会議の場だったか、何の場だったかわかりませんが、基本的に今回は委員間の見た後の新鮮な気持ちでの意見交換をしないと、その時間を設けてほしいというご要請だったと認識しております。

○三田村副委員長

わかりました。もう1点は庶務にお伺いしたいのですけれども、参加者名簿で気になりますのは、新委員の方々に本当は積極的に参加していただくべき会なんですけど、未定というのがたくさんあります。この未定の意味を教えていただければありがたいのですけれども。設定の仕方が悪かったのかどうかなど、非常に気になります。むしろ継続委員の方が未定が少なく、結果的に人数が多くなるというのはあまりよろしくないでしょうから。いかがでしょうか。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

補足説明させていただきます。先ほど各委員に、参加の可否のスケジュールの最終確認を行っているというふうに申しましたが、その締め切りが今週末ということでさせていただいています。それで、まだ具体的にご意見と伺いますか、可否をいただいてない方についてこの資料としては未定とさせていただいています。ただ、この日程を決めた際には、従前各委員からいただいていたスケジュール表に基づきまして、なるべく新規の委員の方が出ただけの数が多い日を選んでこの5コースの日程を設定させていただいております。以上になります。

○寺田委員長

それでは、この視察の関係はよろしいですかね。はい。

○寺川委員

委員長が今5回に終わらずまた必要に応じてやっていきたいということなんで、私もぜひ入れていただきたいというか、早期にやっていただきたいのは琵琶湖の視察なんですね。先ほども出てましたような浜欠けの問題だとか、水辺のそれに対する再生事業とかというところもありますし、また河川河口の流動堤等をぜひ見ておく必要があるだろうと思いますので、早い機会にできれば入れていただきたいということだけ話しておきたいと思います。

○寺田委員長

それはまたどういう形でもいいので、要望という形でお出しいただきたいと思います。もちろんまた部会の開催とかという中で部会の意見としてまたお出しいただいても結構ですので、なるべく現地、現

場から肌で感じたところをやはり大切にしたいというふうに思いますので、そういう実施をまた考えたいと思います。ほかになればこの議題は一応これで終わらせていただきます。

3) 各地域別・テーマ別部会が取り組む当面の課題と
全体委員会での審議のあり方について

○寺田委員長

3番目に入ります。各地域別部会、テーマ別部会が取り組むべき当面の課題と全体委員会での審議のあり方ということでもありますけれども、きょう最初の方で庶務の方が報告いたしました第1回の各部会で討議をしていただいた中で、当面取り組むべき課題としてどのようなものが皆さんの中から意見で出たのかというあたりを少し具体的に各部会長さんの方から報告をいただきたいと思っております。

ただ、全体委員会での審議のあり方というところは、先ほど私が申し上げましたところなんですけれども、やはり部会と全体委員会、ワーキングも含めてそういうものの役割分担というものをこの新しい組織になってからは、従前のものよりは少し変えていこうということでこれまで何度か皆さんにはそういう考え方を示させていただいていると思うんですけれども、なるべく全体委員会でみんなで議論をしていくということが一番基本であります。

ただ、きょうも既に全体委員会は3回目でありますけれども、それ以外に学習会を続けておりますけれども、こういうものはいわば助走だと思うんですね。傍聴していただいている皆さんにとっては、全体委員会に出てきても重要なテーマを取り上げて議論をするという場面がなかなか出てこないもので、少しいらいらされている方もおられるかもしれませんけれども、それはこれから本格審議に入る前の継続委員と新委員、皆さん全員が一定レベルの共通認識に立つということがないとそれができませんので、一定レベルまでの共通認識に達するための今は助走をやっているということだと思えます。

そういう点で、今度の現地視察も同じでありまして、やはり河川管理者、または委員会の中の継続委員と新委員、そういうものが一体となって、意思疎通を図ると。そして共通理解の一定レベルのものを皆さんで獲得をしてもらうということです。その結果としてこの審議は各地域別部会、テーマ別部会、ワーキング、すべてそこでいろいろ取り上げるべき重要な検討課題というものをきちんと整理をしていただいて、それを一定レベルまでは議論したものをこの全体委員会に問題提起、提案をしていただいて、そして全員で議論をして、この委員会の意見を決めていくというふうな形で、内容のあるこの委員会の意見をつくっていききたいということです。そういう視点からぜひ各部会でのこれからの活動もやっていっていただきたいというふうに思います。

それで、各部会の第1回での議論の状況、特に当面取り組むべき課題ということの部分について、ご報告をいただきたいと思います。順番としましては、琵琶湖の方から、北の方からいくということでお

願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○中村委員

中村です。お手元の報告資料3－2というものと、審議資料の2－1に関連の部会の開催結果報告が出ております。

審議資料2－1の方をごらんになっていただくと、検討課題を4項目に分けて事務局が整理してくれました。大きくはこの4項目、水位操作、滋賀県との連携、集水域、農水関連との連携、琵琶湖総合開発事業に対する検討・評価といったことが検討課題の議論の主なものであったということでございます。

同様なことが報告資料3－2に簡単な形で整理されているんですが、水位操作の話は先ほど出まして、主として水位操作あるいは水位の移行帯問題を含めたワーキンググループの設置が必要じゃないかと。その周辺の意見が主だったものでございました。特にワーキンググループの設置を強く要望するというような形の意見の集約だったというふうに理解していただければいいと思います。

滋賀県との連携についても、特に一般聴衆の意見の項目に関連するところからスタートして、県と河川管理者との連携の問題をもう少し明確にして課題を整理していく必要があるんじゃないかということと、これは浜欠けの問題等だったのですけど。もう1つは、水質問題で特に農水関連の水利用、あるいは農薬等と琵琶湖の水質生態系の問題との関連については、もう少し連携が必要ではないかと。そういうことに関して、河川管理者との若干のやりとりがあつて、その中の1つとして、先ほどご紹介がありました琵琶湖・淀川流域圏の再生計画というのが、関連省庁と県と連携した取り組みということで、今検討中で、そういうものも視野に入れながら取り組むことが課題になっているという説明でございました。

ただ、先ほどご説明したことも含めて、今後もう少し深いやりとりがあつた上で、部会で課題を絞って議論していくということになろうかと思います。

そのほかは、ワーキングの設置の関連で、連携も必要じゃないかとか、総合開発事業の評価というようなこともワーキングで取り組む必要があるんじゃないかというようなことはあつたんですけれども、先ほど委員長がおっしゃられたように、水位の問題を中心にしたワーキンググループがまず開始された上で、必要に応じて取り組んでいくというような同じような結論が琵琶湖部会でも出たということであります。

あと、現地調査の件なんですけども、先ほどありましたように、丹生ダム関連、瀬田川関連のコースについては琵琶湖部会が主だった部会ということになりますので、これについては、実は6月4日が丹生ダムのコースになりますので、この意見交換の時間は非常に重要になるなということで、実は私が参加できないものですから、角野副部長にお願いして、この意見交換の中で新たに琵琶湖部会として課

題になるものについては同様に次回の琵琶湖部会の中で審議の対象にするかどうかということを決めていきたいというふうになっております。以上でございます。

○寺田委員長

ありがとうございました。琵琶湖部会の関係で、皆さん、何かご質問ありますか。

なければ、次、淀川部会の方、お願いします。

○今本副委員長

淀川部会の今本です。この部会の運営そのものをどうするかということで淀川部会は非常に悩んでおりました。部会の委員の数にしてもかなり多いわけです。実際に出席された委員の数は、他部会の方も入れますと、委員会に近いような人数でやっております。

では、具体的に淀川部会は何をするのか。きょうの議題にありますように、淀川部会の対象領域はこれまでよりやや縮まりました。そのために大戸川ダムは淀川部会から除外されます。新規のダムはありません。天ヶ瀬ダムの再生をどうするかという問題あるいはその下流の塔の島地区の流下能力の問題、そういったこれまでに議論されていた主な問題、これらを引き継いでいるわけです。

しかし、考えてみますと、淀川部会はその以外にもいろんな多くの問題があります。それをどうしていくか、委員会との関係をどう調整していくのか、この辺がちょっと難しく、まだ確固たる方針を立てていません。きょうの委員会を終えてから次の淀川部会までに決めたいと思っております。

前回の淀川部会での主なことは、事業の整備の進捗状況の点検ということで、河川管理者から報告をいただき、それに対する質問をしました。時間の関係で、これがまだ途中段階です。また、説明の積み残しがありますし、説明いただいてもまだ質問がすべて終わったわけじゃありません。次の淀川部会ではそれをやっていきたいと思っています。

事業進捗に関しまして委員から出ました質問の中で非常に重要なことは、各事業をいつ、どの時点でやるのかということです。一応スケジュールは書いています。しかし、対象とするのが20年ないし30年と非常に大ざっぱになっていますので、これを例えば5年以内にやるのかどうか、そういうことをもつときちゃんと示してもらって、5年以内にやるというものを重点的にまず議論したいというような希望がありました。この点につきましては河川管理者の方も次回からぜひよろしくお願いしたいと思います。

そのほか、ワーキングについてもいろんな意見が出ました。維持流量の問題、先ほどの水位操作と関連しますけれども、水位操作については瀬田川の洗堰だけでなく淀川大堰の問題もあります。それから、桂川の方は割合これまで議論が少なかったんですけども、桂川の方にもいろいろと問題があります。新聞等の報道によれば桜の不法の植樹ですか、ああいったこともありました。こういった問題に対しても流域委員会としても考えていかねばならないと思っています。

特に事業の整備を点検する前に大事なことは、私は委員が現地を見ていることだと思うのです。では、この現地というのをどういうふうにして見るのか。それこそ現地視察会を待っていて、おんぶにだっこで見に行くのかどうか。私はそれだけでは不足だと思うんです。やはりみずから自分の足で自分の目で見たいという、あるいは見ておこうという義務感でもって足を運んでおく必要があると思っています。これももちろん時間的な制約から全員がすべてを見ることはできないかも知れません。そうなりますと、部会の委員の中で手分けしていろいろと見て、その言うことを聞きながらやっていきたい。

前期の、第1次の委員会では幸いにして1年の大半を淀川で過ごす方とか非常に現地を見られていた方がおられたものですから、そういう方からいろいろ教えてもらいました。恐らく今回も見ておられる方はおられると思いますが、その情報がほかの委員に伝わってきておりません。これをできるだけ情報公開といいますか、共有といいますか、その辺のところをやって、また委員みずからも自発的に現地を見たいと思ってます。そのときに河川管理者の方にどう対応してもらうのか。ひょっとしたら質問する場合もあるかも知れません。あるいは、我々が勝手に行く場合もあるかも知れません。まあ、見ていかんところはないはずですね。どうぞ自由に見させてください。事故については自己責任でいきたいと思います。

以上です。

○寺田委員長

今、今本部長が報告された中にはなかなか大切な問題提起があったと思います。特に事業の進捗状況の検討の仕方というのはこれまで地域別部会だけで検討して、そして全体委員会の意見にどういう具合にしてするのかということが必ずしもきちっと区別されてなかったように思いますので、これも先ほど申し上げた審議の仕方というのは同じように全体委員会としての意見を河川管理者にお出ししないといかんと思いますから、各地域別部会でももちろん第一義的にはいろいろ意見交換なり議論をしていただいたものを全体で整理をしたものを出していただくということが必要かとも思いますので、その辺はいろいろ工夫をしていただく必要があるでしょうし。それから、今最後におっしゃった、自分の目で確かめて見てということもこういう具体的事業に関してはやはり必要ですから、それをどういう形で皆さんでやっていっていただくかということもまた少し工夫が要ることかとも思いますので、その辺は各地域別部会で今後またいろいろ頭をひねっていただきたいなと思います。

それでは、木津川上流部会の方へ行かせていただきます。

○川上委員

木津川上流部会の川上でございます。部会というのはできるだけ現地で開催したいという思いのもと、いろんな委員の方のいろんな意見がある中で強くお願いをいたしまして名張市で開催をさせていただき

ました。木津川上流部会は委員の数が部会長も含めて8名という最小の委員会でございますけれども、地元で開催いたしました結果、一般傍聴者は他の部会よりも一番多いご参加をいただきました。

部会におきましては、まず流域委員会の体制が変わりまして流域委員会の任務というのが前回の委員会とは少し変わりましたということで、その任務の確認というのをさせていただきました。事業の進捗状況の点検というのが中心だということであります。

次に木津川上流部会の担当エリアでございますけれども、木津川という川は最上流は青山高原の西麓に源があるわけですが、そこから流れて京都府八幡市、淀川三川の合流点までありまして、この木津川という川を上流と下流に分けるとするのはよくないというふうなご意見がありまして、「流域で考えるべきだ」、「いや、水系一貫で考えるべきだ」というふうな議論がありました。

木津川上流部会というものがどのようにしてできたのかということを河川管理者にお尋ねいたしましたら、これは事務所の担当で分けたんだというお話でございまして。しかしながら、これまでお話ししましたように、川というのは上下流つながっておりますので、三川合流地点、それから淀川まで視野を広げて部会では広く議論していこうということになりました。

それから、木津川上流域の固有の問題として最大の問題はやはり川上ダムの建設計画であります。この問題を避けては部会の議論は進められないという多くの委員のご意見から、先ほど委員長の方からお話がありましたように部会では何かを決定したり決議をしたりというふうなことは行いませんけれども、この川上ダムの問題、それから前委員会からの積み残しの課題、特に上野の治水問題でございますけれども、そういうことについてはしっかりと議論しようということになりました。

ワーキンググループにつきましては先ほどから報告のあったとおりでございますのでここでは報告は省略させていただきますけれども、事業進捗評価については、当日河川管理者、ダム管理者の方から、河川の連続性の回復という問題について検討されている魚道の検討の報告、それからダムの弾力的運用ということでダムから放流をいたしまして河川の水位変動を起こすということについての実験の中間報告、それからもう1つ、ダムの環境対策といいますか、ダムののり面の緑化の報告、そういうふうな報告がありまして委員の方からご意見がありましたけれども、何分私以外の委員の方々は全部学識者でいらっしゃるしまして、しかも木津川流域に住んでいる人というのも私しかおりませんので、木津川という川についての認識といいますか、知識といいますか、あるいは問題意識といいますか、そういうものについてまだ十分とは言えない状況にありまして、今のところ議論は低調と言わざるを得ない状況にあります。6月18日に木津川上流の視察が行われます。この後で意見交換を行うわけですが、そのあたりから議論が本格化するのではないかというふうに期待しております。

報告としては以上でございます。

○寺田委員長

ありがとうございました。それでは、引き続いて猪名川部会の方をお願いします。

○村上興正委員

猪名川部会の副部会長をやっている村上です。本来なら池淵部会長がここでこの役割を果たされるんですが、急用ができたために私が代役を務めます。

全体の流れについては報告資料3-2を見てもらった方がわかりやすいと思います。それに関連して検討課題の中のトピック的なものについては審議資料2-1のところに意見として載せられていると、そういうふうに理解してください。

それで、まず部会の役割と進め方について論議しました。これは他の河川と同じく、猪名川についても河川整備の計画・進捗状況の点検・評価、そういうことを行うのが一つの出口であること。そして、そのための調査・検討項目が設定されていること。その進行については河川管理者から年度初めにその前の年に行った調査・検討の内容の報告及び年度末にその年の年度計画を提供すること。それ以外に随時委員会の要求により話題提供もあること、そういう話で進められていると。ここまでの1つです。

改善点としては、先ほど淀川部会でもありましたように、全体のスケジュールというものについても少しちゃんとしなきゃならないこと。それと、現在の進捗状況の報告及び評価については河川管理者みずからの自己評価を入れてもらってはどうかというような意見も出てました。

それについて、具体的には多自然型川づくりとか池田地区の築堤工事、善法寺の堤防補強工事、迷惑行為のうちゴルファー問題、樹木の伐採と管理問題。それから、調査項目に関しては、猪名川自然環境委員会や、その下に構造部会もできてますので、そこからの指導・助言を受ける形で進行していることなどが報告なされました。

それで、その最初の検討課題ですが、河川整備計画というのが一つの大きな検討課題でございますが、それ以外のものについては、その重要性とか優先順位をつけて、それをタイムスケジュールを含めて整理を行うことが必要であろうということです。

具体的には幾つか課題が挙がっています。それを言いますと、多田地区の浸水被害の軽減をいかに行うのかということ。それについては銀橋狭窄部の開削を行うのかどうかということが一つの論点です。開削するとすれば下流の水位上昇をどのように解決するのか、それから下流の河道掘削をした場合の環境への影響はどうかということ。それと、余野川ダムの位置づけをどうするのかと、こういったことがまず一つ議論になりました。それからもう一つは、猪名川をどのような川にするのかという目標像の設定が必要であること。そして、猪名川に関しては他の河川とは独立しているので、それについては影響を受けることなく独自に決めたらいいのではないかという話です。

あと大きな問題としては、余野川ダムの問題は、従来はダムワーキングで主に議論されてて、部会ではダムワーキングほどは扱ってこられなかったこと。しかし、猪名川の治水を考える上では部会で扱うことは必須となると考えられるので当部会としても扱うということを決めました。それから、事業中のダムであるという状況も考慮すべきであって、ダムの効果と事業費との関係やタイムスケジュールなども検討課題にしようではないかということが一つ議論になりました。

それから、先ほどもありましたが、現地視察の必要性が延べられまして、6月12日にその現場を見て、その上でディスカッションしようではないかという話になっております。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。それでは、住民参加部会、三田村副委員長、お願いします。

○三田村副委員長

三田村でございます。今委員会の時間が余りございませんので、審議の3)にあります「各地域別部会・テーマ別部会が取り組む当面の課題」ということに限ってご報告したいと思います。と言いながら、少し経緯を初めに簡単に申し上げます。

先ほどから各部会長が申されていますように、審議資料2-1の9ページ並びに報告資料3-2の15ページにその概略が掲載されておりますのでご参考にしていただければと思います。

住民参加部会と次にご報告なさいます利水・水需要管理部会はテーマ別部会でございます。開催されました当日に部会長が決定いたしました。したがって、当日の議事次第の内容は庶務でお書きいただいたんですが、それプラスアルファといいますか、河川管理者に資料を求めるだとか、そういう操作ができずに開催いたしました。したがって、内容がまさに庶務でご用意していただいた、あるいは委員長（運営会議）がご用意されたんだろうと思います。その線に沿って、ここにございますように、当面の課題だとか、あるいは、他部会でもそうですけども、どのようなことで進めていけばよいかというのを淡々と進めてまいったわけです。

それを資料を参考に簡単にまとめますと、住民参加部会の役割は、新規約にございますように、1つは事業進捗状況の点検をやって、それに対する意見を述べるということと、もう1つ大事なことは、住民意見の聴取・反映方法についてというのがございます。いわゆる今までご提案してまいりましたこと並びにそれプラスアルファ、あるいは改善点について提言していくということだろうと思います。

それで、当面取り組むべき課題というのはこのようなことだろうと部会を通じてここでまとめてみました。事業進捗状況に対する意見は、実は私たちの部会は正式な意見書を出してないんです。各地域部会は最終意見書を出されたんですが、私たちはまとめたものとしては出しておりません。ダム問題だと

か、河川敷あるいは水面利用の問題だとか、資料をいただいているんですけども、それに対してちゃんとした総括ができてないというところがございますので、やはりそれを取りあえず当面の課題としてやっておかなきゃならないだろうと思います。そういう部分では河川管理者へ再度資料の請求をしなきゃならないのかなと思います。それができたら、いわゆる先ほど言いました本来の役割に戻っていけるのかなと思います。

もう1点は、これは住民参加部会のテリトリーを少し超えるか、オーバーラップするところがあるのですけれども、他省庁あるいは自治体、住民との連携部分についても住民参加部会でも当面議論していかなくちゃならないと。進捗状況の中でということですから。それと、河川レンジャーあるいは流域センターにもかかわってまいりますので、それについても当面少し議論していかなくちゃならないだろうと思います。

それで、私たち住民参加部会の今後のテーマとしては、合意形成のあり方だとか、あるいは、先ほど申しましたように、新たな住民意見の聴取・反映方法を提言していくだとか、そういうことがあるんだろうと思います。

以上でございます。

○寺田委員長

最後になりましたが、利水・水需要管理部会、お願いします。

○荻野委員

荻野でございます。

第6回利水・水需要管理部会でございますが、本日配付されています資料の報告資料3-2に沿ってご報告させていただきたいと思います。

利水・水需要管理部会でございますが、我々の部会に課せられた課題あるいは活動方針はまだきっちりとしたものがございませんが、水需要管理という基本的な考え方、基本理念、コンセプト、こういうものをきっちり提案していきたいと思います。それから、それをいかに河川整備計画に反映していくかという問題があります。また、河川事業やダム事業にかかわる事業評価等々について審議の場を提供するというところであろうかと思います。

我々の部会では、非常に盛りだくさんの議論を進めたわけでございますが、必ずしも過去の部会できちんとした成果が得られたというふうには認識はしておりません。したがって、積み残し課題が非常に多いということでございます。

まず部会では、河川管理者の方からいただいております利水についての説明資料、これは昨年12月に提出していただいた資料でございますが、これの詳細な検討がまだ済んでいないということで、今後早

急に河川管理者と意見交換をいたしまして議論のスタートにいたしたいというふうに考えております。

それから、河川管理者のもとに水需要管理をどういうふうに位置づけるかということも検討課題の重要なポイントではないかというふうに思っております。水位管理のところでもお話がありましたように、瀬田川洗堰、淀川大堰、それから日吉、高山各ダムの放流操作も我々の水需要管理の中の重要な課題ですが、こういうものを別々に議論していたのではなかなか仕組みが見えてこないで、例えばそういうものをシミュレーションにして分かりやすくしたいということになるわけですが、シミュレーションする能力が我々には備わっていないので河川管理者にお願いをいたしまして、シミュレーションを今後の検討課題にしていきたいと思っております。

それから、河川の正常な流量について、維持流量という呼び方をしておりますが、維持流量、環境用水とか景観用水とかについて、特に、淀川本川の正常な流量はどういうふうに考えていったらよいかということも大事な課題であろうかと思います。

それから、基礎案にも記されているんですが、水利権の見直しあるいは用途間転用、既存水源施設の再編と運用の見直し等々も議論の課題にしていきたいというふうに思っています。

それから、河川のダイナミズムを取り戻すこと、生態系保全のために河川流量のダイナミズムが必要だと言われています。利水安全度とのバランスもとらないといかんということになります。河川の、自然のダイナミズムをいかに実現するかということも課題であろうと思います。

それから、当面の課題がたくさんございますんですが、長期的な課題として、20年あるいは30年先の一級水系淀川の利水の構造そのものをどういうふうに考えるかという根本的な問題も議論していきたいと思っております。

それから、「今後の部会の進め方」ということが18ページの中ほどに書かれておりますが、ダムの新規利用の調査・検討結果が大変おくれております。これは河川管理者の方から資料の提供をお願いしたんですが、ダムの新規参画についての精査確認がおくれて、我々の議論がなかなか進まなかったという面がございます。こういうこともこれから考えの中に入れもって水利権の転用問題とかを議論の課題にしていきたいと思っております。

我々の第1回の部会でございまして、それぞれ委員の皆さんが日ごろ思っていっぱいやることをブレインストーミングのような形で意見を出していただきました。以上をまとめまして、きょうはもう1枚、審議資料2-2という一枚物になっておりますが、これは利水・水需要管理部会の部会長私案という形で、今後の当面の検討課題として維持流量の検討と平成6年渇水の検討ということで、こういうことを我々は議論のスタートラインにいたしまして、当面この2つの課題を軸に議論を進めていきたいと考えております。もちろん、今申しました、非常に多岐にわたる利水の課題、技術的な課題がございます。

その議論の糸口あるいは入り口といたしまして維持流量の検討、それから平成6年渇水を検討の課題として挙げていきたいというふうに思っています。

第1回のスタートでございまして、議論はまだ暗中模索の状態でございます。今後議論を深めていって、本委員会に提案するものをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。

きょうはこれを審議事項に挙げておりますけれども、今ずっと各部会での報告をしていただいたように、報告事項的なことでありました。第1回の各部会の報告を随分詳しく時間をかけてやっていただいたのは、現時点のこの委員会の現状を傍聴の皆さんにも見ておいていただこうと思ってあえてやっていただきました。これは、先ほども申し上げたように、既にこの新しい組織のもとで3カ月たちましたけれども、助走の過程にあるんだということを十分にご理解いただきたいと思います。本格審議に入るための準備を皆さんが熱意を持って取り組んでいただく状況にはありますけれども、やはり少し時間がかかりますということを十分知っておいてもらいたいと思います。

ただし、次回の委員会からは今のような形の報告的なことを長々とやるということは全く考えておりません。次回の委員会は多分夏ごろになると思いますけども、何度も先ほど来申し上げましたような、全体で議論すべき重要度の高い問題を各部会で一定問題点整理をしてもらってこの全体委員会にお出しただいて、そして一定レベルの議論を皆さんでやっていただくという場にしないといけないと思っておりますので、そういう方向で今後の部会開催もやっていっていただきたいと思います。

ただし、たくさんあるいろいろな問題を、これを取り上げたらどうかというものをただ羅列するんじゃなくて、その中から重要度、プライオリティーをちゃんと考えて、そしてこの委員会が一番やらなくてはいけないこととの関係において取り上げるべき問題をきちんと考えていただいて、整理をしていただいてこの全体委員会で問題提起をしていただきたいと思います。

傍聴の皆さんも、そういう段階に来れば、いろいろな議論がなかなか内容のあるものだということを理解してもらえんと思います。きょうはそういうことで報告的な内容を随分と時間をかけて聞いていただいて申しわけなかったんですけども、そういう意味であえてやっていただいたわけであります。

4) 委員会の運営・経費節減の提案について

○寺田委員長

時間があと15分弱になりましたので、残りました審議事項の4)、これはちょっと皆さんでご承認をいただかなくてはいけませんので、私の方から提案をさせていただきます。

審議資料3であります。これは、この文書のタイトルにありますとおり、委員の皆さんの日当、謝礼というものの支払いに関する提案であります。

実は、ことしの新しい組織になるまでの間の委員会の委員の費用等につきましては、規約の中で根拠のある委員会、それから各部会、こういうものにつきましては国土交通省、河川管理者の方で決められた審議会の基準としての費用をお支払いいただいております。それ以外の、例えば運営会議であるとか、また検討会であるとか学習会であるとか、現地視察も含めて、そういうふうなものは運用としてやっておりました。規約の中には明確な形で根拠づけがなかったわけでありすけれども、これにつきましては、委員会の方から河川管理者に要請をして、委員会の審議のために必要だということでそういった運営会議とか検討会、学習会、現地視察等についても一定額の支払いを要請して、そしてお支払いをしていただいたという経緯があります。

ところが、新しい組織になる中で規約を少し改定をして、各会議の根拠をすべて規約に根拠を置くものとして整理をいたしました。その中で、この委員会、それから部会、またワーキングというふうなものの会議とそれ以外の、主には委員間の学習的なものとをやはり一定区別する必要があるんじゃないかということで運営会議で議論をした上で、今回のこのご提案のように、検討会、学習会、現地視察というこの3つの会議目的のものにつきましてはほかの会議の半分の金額にしようではないかということが皆さんにお諮りする内容であります。

自分たちの勉強会のために一定の費用支払いをお願いするということについてはいろいろなご意見があるんじゃないかと思うんですけども、従来の運用という点からいきましても一挙にこれをなしにするというわけにもいかないでしょうし、また委員会とか部会の議論を内容のあるものにするための準備的なこういう活動というものにも一定配慮をお願いするということもあながち根拠のないことじゃないんじゃないかということで、従来ほかの会議と同じように支払いをお願いしていたところを、この勉強会的なものは半分にしてお支払いをお願いするということにしたいというのが提案の趣旨であります。

もしもこういう内容で委員の皆さんのご了承がいただければ、この内容のものを河川管理者の方に要請をしたいというふうに思っております。そういうことでお諮りをいたしますので、ご意見がございましたらどうぞお出してください。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田委員長

よろしいですか。それでは、ご承認いただくということで。では、この議題はそういうことで。

本日予定していた議題は以上であります。最後に「その他」というのがありますが、きょうはちょっと時間がないので、恐縮ですけれども、次回からは、この運営会議を経て委員長から審議事項として提

案しますこと以外に委員の皆さんからも全体委員会でこれをちょっとみんなで諮ってほしいとかいうようなことがありましたらこの「その他」のところでお出しいただきたいと思います。それはいつでもご遠慮なくご提案いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が遅くなって大変申しわけありません。一般の傍聴の皆さんからの。

○寺川委員

ちょっと確認したいのですけど。

○寺田委員長

はい、寺川さん。

○寺川委員

今、委員長の方から次回委員会は夏ごろというお話があったんですけども、水位操作のワーキングは6月7日の運営会議でメンバーを決めてもうスタートするというふうに理解していいわけですね。

○寺田委員長

はい、そうです。

○寺川委員

はい、わかりました。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○寺田委員長

それでは、傍聴者の皆さんから。はい、そちらの方で手を挙げていただいている方、どうぞ。

○傍聴者（疋島）

大阪市から来ました疋島と申しますけど、河川管理者の方になろうと思うんですけど、3点ほど。

さっき報告資料4で出された「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」ですが、これは暫定的に出された分の文書と、それからそれに基づいて国交省でつくられている文書を委員会にお出しいただいた方がいいんじゃないかなというのが1つと。それから、これは提言なので、これに基づいて国交省で何か対応されるんじゃないかと思うんですね。文書をつくられると思うんですよ、同じような形で。それはこの委員会に報告をされるんでしょうか。

それからもう1つは、参考資料2の「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」の中で、これは国の機関と6府県、それから京都、大津、大阪、それだけで運営されているということなんですけど、ほかの地方公共団体には影響が及ばないんでしょうかね。

それと、これは計画がある以上は、事業計画というか、その費用を計算されていると思うんですけ

れども、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○寺田委員長

ちょっと質問ということになっていますが、管理者の方でお答えになれる、もしくはそういうところがあればおっしゃっていただければと思いますけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。豪雨災害の提言というのは、これは国土交通省の社会資本整備審議会の中の委員会の方でおつくりになったものです。きょうお示ししているのがその議論を経て最終的に出されているものであります。これに沿ってといたしますか、これを踏まえて国土交通省全体としての豪雨災害に対する対策というのをこれから講じていくということになります。

したがいまして、何と言いましようか、これを受けてこうするというようなものが明示的に出るかどうかというのは現時点で何とも申し上げられないんですけれども、仮にそのようなものが出されて、委員会の方でもぜひ紹介してくれということがございましたら、それはまたご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、再生協議会、ちょっと正式な名前がぱっと出てきませんが、これから地域の皆さん方と連携してやっていくための協議会の方ですね。立ち上がったものについては、これはそれぞれ実施していく上で必要な方にメンバーになっていただかないといけないという認識でございます。

この計画をつくるに当たっては府県レベルプラス、市については3つの市でありましたけれども、実際にさまざまな連携を行っていくに当たっては、その3市に限らず、必要に応じて関係者の方に加わっていただくということになると思っております。

以上です。

○寺田委員長

それでは、ほかにございますか。はい、どうぞ。一番前の方。

○傍聴者（増田）

箕面から参りました増田京子です。

いろいろ意見を言う前に、きょうもこの委員会を傍聴しておりまして、女性の委員が少ないということに改めて感じております。河川管理者も男性ばかり、そしてきょうは嘉田さんが来ていらっしゃるんですけれども、嘉田さんがいらっしゃらなかったら全部男だと思うんですね。もちろん男性が悪いとは思いませんけれども、いろんな視点から見るという立場から、やはり女性が少ないということに対して違和感をすごく感じております。これは当初出ていた話ではあるんですけれども、改めてそれを感じているということをちょっとつけ加えさせていただきたいなと思いました。どのようにして選ばれたか

ということ、それから、私も応募すればよかったなと今思っているんですけども、実際にいろんな方からの推薦の中で女性がどれぐらいいたのかと。その比率ですね。そういうのを知りたいと思いますので、またそういうのがわかりましたら教えていただきたいと思います。

それから、例えば学者の中でもこういうことに関する女性の学者さんが少ないのかもわかりませんが、そういう方にどういうふうにしてアタックしていったのかということ、そういうこともこれからはぜひ検討していただきたいなと改めて思いました。これは意見としておきます。

それで、きょうも委員会の内容をお聞きしながらすごく感じているんですけども、私の認識が違ったらちょっとこれは寺田委員長にお聞きしたいんですけども、特にダム問題なんですけれども、今も寺田委員長が今は本格審議に入る前の助走期間だということでこういう報告をいろいろお受けしたという話なんですけれども、1月の提言では河川管理者にダムに関しては精査・検討をするということだったと思います。それで、今河川管理者はダムについて精査・検討している過程だと思うんですけども、その報告がなぜここにはないのか。まだ、結果が出ていないのなら仕方ないんですけども、私は12月のときも、それから1月か2月のときもダムについての精査検討の結果を早く出してほしいと言いつてきました。そして、猪名川河川事務所の方にも、また箕面市からいろいろその辺を聞いたときなどでも半年ぐらいで結論は出るだろうというふうに聞いているんですね。それがいまだに精査検討の報告がないというのが私には全く納得いかないんですけども、もうどこかでその精査検討の過程の報告を受けていらっしゃるのか、それとも今精査検討の報告を受けるところまで行ってないのかどうか、まずその1点はお答えいただきたいと思います。

それから、視察をされるということですけども、私は箕面市ですので余野川ダムなんですけど、「水と緑の健康都市」の工事が始まっております。前回の猪名川部会でも新保さんが言われたと思うんですけども、それと非常に関連性が出てきていることですので、特に北山川からダムまでの川の水をボックスカルバートでつくって引くとか、その費用が高いから結局トンネルを掘って、その山側の水をダム湖までするんだという話があるんですけど、ダムがないことによってその工事の進捗というのは変わってくると思うんですね。やはりそういうことも踏まえて結論を早く出さないといけないということがありますので、視察されるときは「水と緑の健康都市」との関連をしっかりとお聞きになって視察をしていただきたいと思います。これは要望なんですけれども、精査検討のことについてはちょっとお答えいただきたいと思います。

○寺田委員長

それでは、私の方からちょっと説明できる範囲で説明をしたいと思います。

まず最初の女性委員の関係は、これは新しい組織がえになるときに前の委員会で若い方、そして女性

の委員の方をなるべく委員の中というふうなことも入っておりました。そういうこともありますので、この委員会としては、今後そういうことについては具体的な候補者等を検討の上でまた河川管理者の方に要請するというふうなことになる時期が来るんじゃないかというふうに思っております。そういうことは十分に頭に置いているということをご理解いただきたいと思います。

それから、もう1点の方、今特に強調されておられた、ダム事業にかかわる調査・検討結果というものが管理者の方から既に委員会の方に何らかの形で報告があるのかというところでもありますけれども、もちろんこれは報告があればこの委員会で報告をいただくわけで、もちろん今の時期においてそういう調査・検討の結果が示されたということはありません。

ただ、かねて1月の終わりに報告書を出します際にも、また新しい組織になりました時点においても、河川管理者との意見交換の場において早期にこの調査・検討結果というものを示していただく、もしくはその可能性についても見通しをご説明いただくということは要請をしております。それがそう遠くない時期に来るであろうということを考えて、何度も申し上げていますように、委員会として本格審議に入れるように少しでも早くこの委員会が、今ここで示されたらすぐに対応できません、この委員会は。これはかなり厳しいですけれども、本格審議に入るための助走を一生懸命やっているところです。そして、その準備が整うころには管理者の方からもそういう調査・検討結果というものが示されるというふうな思いの中でこの委員会として作業を進めさせていただいているということでもあります。そういうふうな考え方とか思いは十分に管理者の方にもお伝えもしておりますし、ご理解をいただいているというふうに思っております。その程度のことで現状をご理解をいただきたいと思います。

それでは、ほかにある方。

○傍聴者（増田）

委員長、すいません。よろしいですか。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○傍聴者（増田）

今のダムの件はお答えありがとうございました。でも、それについて、例えば今どこまで調査・検討が行っているかということは別に聞かなくてもいいんでしょうかね。今どここのダムはどういう調査をし、そしてどういう結果が出ているとか、そういう過程の報告も必要ではないかと思います。素人考えですけども、そういうのを含めてダムワーキングにかかわっていくとまた内容も深まるのではないかと、そう思うんですけど。

今さっき江頭委員が提言についてまだ意見を聞いていないということをごらんとおっしゃったことが私は

すごくひっかかっているんですけども、今このダムについてはここまでこういう調査をしている、そういうことが必要だと思うんですけども、それについてはいかがなんでしょうか。

○寺田委員長

非常に具体的な質問に個々の今答えられる段階ではありませんけれども、1月までの4年間のこの委員会の審議の状況とか経過とか、それから管理者の方がどういう形でどういうふうに変え方を示されてこられたかということをごらんいただければ大体おわかりかと思うんです。やはり管理者の方が一定の調査・検討結果ということを示すには、これは委員会から推測するだけでもいろいろな調整というものがもちろん必要なわけで、その辺の過程を経た上で出てくるんだと。単に今ご意見をおっしゃったような、今この辺まで来ているとかいうようなことがそう軽々に言えるものじゃないということは理解をしないといけないというふうに思っております。現在はきちんとした検討というものが出るのを待っているという状況で、皆さんもそれは少々の時間を待っていただいて、そして中身、審議に入れるようにしたいと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それでは、ほかに。はい、その後ろの方、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

きょういただいた資料の中で「各地域別部会・テーマ別部会の取り組むべき検討課題について」とか「現地視察の日程および委員参加予定名簿」とか、こういう形で状況が中間でもわかるように資料を出してくださるのは非常にいいことじゃないかと思います。

この現地視察についてなんですけれども、委員の定足数のときにも非常に迷惑をしたのが、出欠の連絡を当日になってもしてくれない委員がいる、そういうことで定足割れを起こしたようなこともありましたし、出欠に関してはやはり委員がけじめをつけていただきたいと思います。

それで、この現地視察についてですが、ぜひ最終的な参加者がだれだったのかということも公表していただきたいと思います。住民にとっては実際に現地を見てくださって発言されているのかどうかというのが大きな関心事だからです。ぜひ最終的な参加者も公表していただくことをお願いいたします。

そして、現地視察が済めば、その後にはやはり住民との対話も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、先日円山川について新聞報道がありましたけれども、ここでやっている河床掘削というのは淀川水系でも実際に事業を展開する予定になっていることですので、淀川水系に直接関係のない河川のことでも、近畿地整の中のことでありますので、できればこういうほかの事業に関しても進捗状況を報告していただいたらいいなと思います。報道で知ったのは大変残念でした。ありがとうございました。

○寺田委員長

ありがとうございます。委員会に対するご要望のところはなるべくそういう方向に沿うようにしたいというふうに思っております。

ほかにございますか。

もしなければ、10分ほど時間がオーバーいたしましたけども、審議は一応これで終わらせていただきます。

最後に、委員会の今後のスケジュールの関係を、庶務の方、よろしくお願いします。

〔その他〕

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

最後になりましたけれども、スケジュールについてご説明させていただきます。

直近では、今度の日曜日、5月22日に委員の意見交換会が京都リサーチパークで行われます。これは新委員と継続委員との意見交換会になっております。それから、6月7日の日曜日に先ほども委員長の方からお話がありました運営会議がキャンパスプラザ京都で開催されます。それから、6月のスケジュールとしましては、何度も出てます現地視察でありまして、それ以降については今まだ検討中でございます。

以上で終わります。

○寺田委員長

ありがとうございました。

それでは、これきょうの委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、第41回淀川水系流域委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 7時11分 閉会〕